

東御市人権施策の基本方針・基本計画 (第4回改定)

令和 8 (2026) ~ 令和 12 (2030) 年度

東 御 市

は じ め に

東御市では、平成 16 年に「東御市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成 18 年 2 月に「東御市人権施策の基本方針・基本計画」を策定しました。その後、5 年毎の改定を重ね現在は令和 3 年 2 月改訂版に基づき、人権施策の推進及び人権同和教育・啓発の取組みを積極的に推進してまいりました。

このたび、東御市総合計画「第 3 次東御市総合計画」の策定に合わせて、第 4 回改定「東御市人権施策の基本方針・基本計画」を策定いたしました。この計画は、令和 3 年 2 月に策定した第 3 回改定を継承しつつ、情勢の変化を反映させて、「第 3 次東御市総合計画」の個別計画とするものです。

策定にあたって令和 6 年に実施しました「人権と暮らしについての意識調査」等の結果からも、私たちの身の回りでの差別や偏見などがなくなっていないことが分ります。

また、犯罪被害者等や性的マイノリティへの差別や偏見、インターネットによる誹謗中傷やプライバシーの侵害、ジェンダー問題など、人権問題が多様化、複雑化しており社会問題となっております。

市では、このような現状を踏まえ、より一層の人権意識の高揚を目指し、人権施策・人権同和教育・啓発を積極的に推進するとともに、基本理念である「全ての人が尊重されるまちを目指す」ため、市民の皆様と協働して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本方針・計画の改定にあたり慎重なご審議をいただきました人権尊重まちづくり審議会の皆様、ご意見やご助言をいただきました多くの市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月
東御市長 花岡 利夫

目 次

基本方針	1
・基本理念	
・基本方針	
I 人権同和教育・啓発の推進	4
II 相談体制の充実と関係団体との連携強化	5
III 人権施策の基本方針・基本計画体系図	6
IV 人権課題への取り組み	7
基本計画	
第1章 基本的事項	
1 計画の位置づけ	12
2 計画期間	13
3 SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取り組み	14
4 計画の推進体制	15
第2章 基本施策の推進	
I 人権同和教育・啓発の推進	19
1 あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進	19
2 人権問題に関する調査・研究の充実	20
II 相談体制の充実と関係団体との連携強化	21
3 実効性のある相談体制の充実	21
4 施策推進のための関係団体との連携強化	22
第3章 人権同和教育の推進	
1 就学前における人権同和教育	25
2 学校教育における人権同和教育	26
3 社会における人権同和教育	28
第4章 課題別施策の推進	
課題別推進の体系	31
1 部落差別(同和問題)	32
2 こどもの人権	35
3 女性の人権	38
4 障がい者の人権	41
5 高齢者の人権	44
6 外国人の人権	47
7 性的マイノリティの人権	48
8 犯罪被害者等の人権	51
9 インターネットによる人権侵害	53
10 その他の人権問題	55

資 料

用語解説

東御市人権尊重のまちづくり条例

東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平和と人権を守る都市宣言

東御市犯罪被害者等支援条例

東御市犯罪被害者等支援金支給要綱

東御市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

日本国憲法(抜粋)

人権教育および人権啓発の推進に関する法律

世界人権宣言(抜粋)

東御市人権施策の基本方針・基本計画策定の経過

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

「人権と暮らしについての意識調査」報告(抜粋)

基本方針

基本的な考え方

本市では、平成 16(2004)年4月に新市が発足し、新市建設の基本方針を「東御市まちづくり計画」に定め、それを基本に「第1次東御市総合計画」が策定され、その基本構想に基づき、「東御市人権尊重のまちづくり条例」が平成 16(2004)年 12 月に制定されました。

「東御市人権施策の基本方針」及び「東御市人権施策の基本計画」は、東御市人権尊重のまちづくり条例第4条の規定により、人権施策の総合的な推進を図るため定めるもので、平成 18(2006)年2月に策定されました。市のあらゆる施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう、それぞれの課題に共通する基本施策及び分野別施策の方向性を明らかにし、部落差別(同和問題)、こども、女性、障がい者及び高齢者等の人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりを進めています。

第4回となる今回の見直しは、令和6(2024)年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」及び「生活実態調査及び意識調査」の結果や昨今の社会情勢の変化を踏まえ、庁内の各部局と協議・調整を行いました。

また、東御市人権尊重のまちづくり審議会を開催し、この基本方針・基本計画の実施状況を検証・審議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、多くの市民意見の反映に努めました。

なお、概ね5年を目安に意識調査等を実施し、基本方針・基本計画の見直しを行います。

基本理念

「全ての人が尊重されるまちを目指す」

国連において「世界人権宣言」が採択されて以来 70 有余年が経過し、今日、「人権の尊重」は世界的な潮流となり、様々な課題に対して取り組みが展開され、人権意識の高揚がある程度図られてきました。人権が尊重された社会を築いていくためには、全ての人々が差別を受ける人の痛みを感じ、人権を大切にしようとする意識の醸成と行動を起こしていくことが不可欠であり、人権意識を普遍のものとしなければなりません。

東御市人権尊重のまちづくり条例は、第1条で、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等である」ことを保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の精神にのっとり、市及び市民の責務を明らかにするとともに、部落差別をはじめとした、あらゆる人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することとされています。

この基本方針では、「人権同和教育・啓発の推進」、「人権が侵害された被害者の救済」、「人権に関する重要課題への取り組み」を通じて、一人ひとりが尊重されるまちづくりに向け、市民、諸団体・諸機関、行政などが一体となって、あらゆる努力を重ねることにより、21 世紀を「人権の世紀」となるよう取り組んでいこうとするものです。

基本方針

I 人権同和教育・啓発の推進

差別のない人権が尊重される社会づくりをめざして、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目的に人権同和教育を推進し啓発活動を実施してきましたが、差別を助長・容認する社会意識が依然として根強く残っています。部落差別をはじめ様々な差別や人権侵害が存在していることは、令和6(2024)年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」及び「生活実態調査及び意識調査」でも明らかです。

こうした現状を踏まえ、全ての人がそれぞれの問題の本質を正しく理解し具体的に実践できるよう、現在取り組んでいる人権同和教育・啓発を一層充実させ推進していく必要があります。さらに、市職員・教職員等人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権同和教育を充実したものとし、啓発活動についても継続かつ効果的に実施していく必要があります。

- 1 人権同和教育・啓発の推進にあたっては、平成 12(2000)年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成 28(2016)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法という。)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。)、部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消推進法」という。)及び本市の平成 29(2017)年の「平和と人権を守る都市宣言」の趣旨を踏まえながら、学校、家庭、地域社会、職域などあらゆる場を通じた人権同和教育・啓発を推進し、「東御市人権尊重のまちづくり条例」の理念、内容の普及・啓発に努めます。
- 2 東部人権啓発センターを拠点として、人権問題に関する調査・研究の充実、推進を図り、今後の施策展開への活用を図ります。

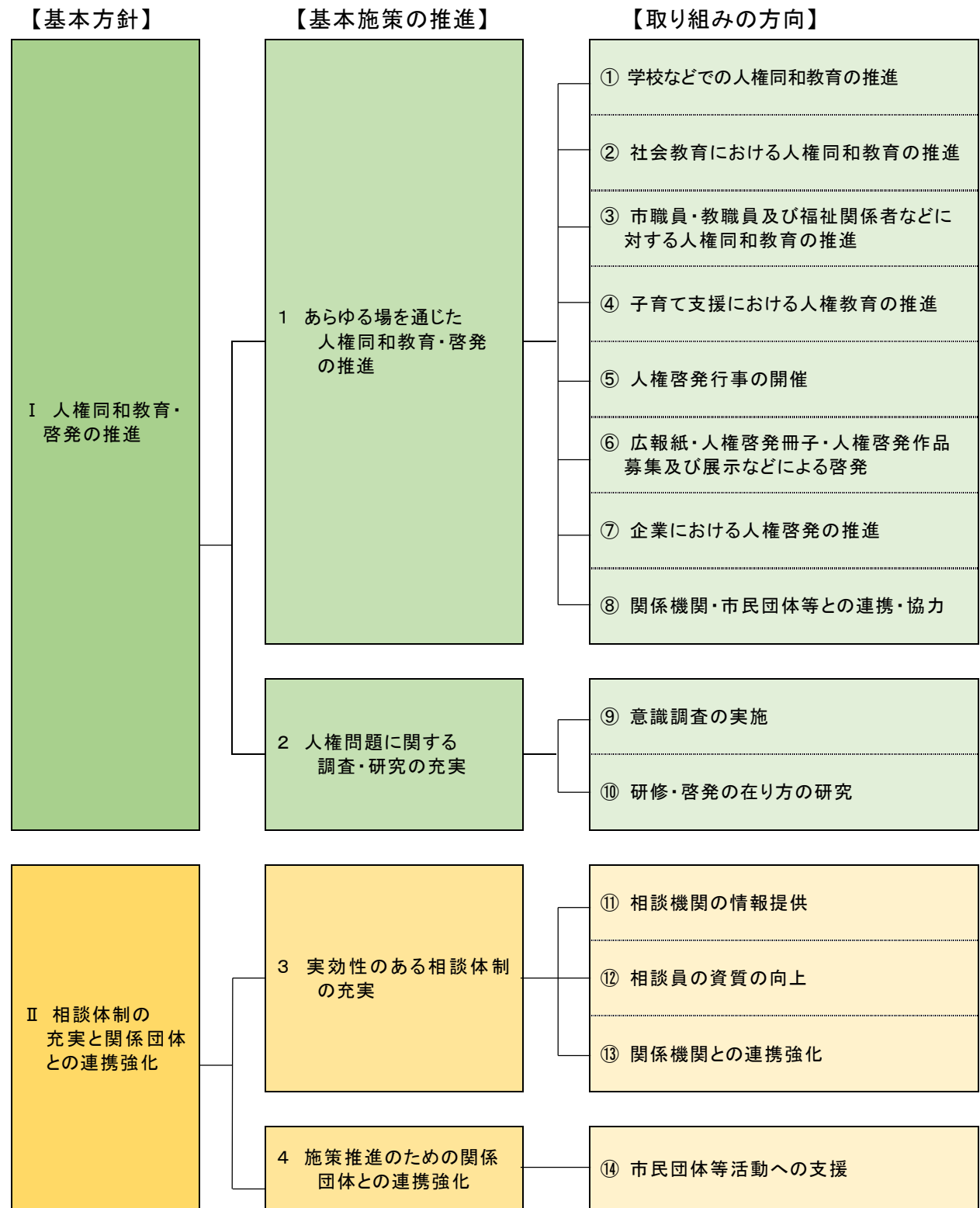
Ⅱ 相談体制の充実と関係団体との連携強化

市民からの人権に関する相談に対応するため、「人権よろず相談所」を各方面からの協力を得て実施しています。また、人権啓発センター相談員による対応、人権擁護委員による相談事業、本市の各種施策による相談窓口を開設していますが、相談内容は多様化、重層化しています。

また、平成 28(2016)年に施行された人権三法のうち、「障害者差別解消法」及び「ヘイトスピーチ解消法」では、差別に関する相談、差別的言動に関する相談に的確に応じるとともに、それによる紛争の防止または解決を図ることができる体制を整備すること、また「部落差別解消推進法」では、相談体制の充実を図るよう、国と地方公共団体に求めています。相談体制の整備、充実と関係団体との連携強化は、喫緊の課題です。人権を尊重し共に支えあう心豊かな地域社会をつくっていくためには、支援関係団体が果たす役割は大きく、今後も組織の育成支援を行い、活動の場や情報の提供と共有など、本市との協働をさらに促進しなければなりません。

- 1 多様化する人権に関する相談に的確に対応できる、実効性のある相談体制の充実を図ります。
- 2 人権が侵害された被害者への救済や解決を図るために、必要な相談窓口の情報提供や体制の整備を図ります。
- 3 東部人権啓発センターを核として、支援関係団体の活動を支援し、団体相互の交流支援や情報提供・情報共有などを促進しながら、人権施策推進のための連携強化を図ります。
- 4 人権問題は、当事者を自殺に追い込む引き金となり得る社会問題であることを認識し、「自殺対策基本法」(平成 18 年法律第 85 号)に基づく東御市自殺対策計画とも連携して、問題に直面した人を早期に支援できる地域づくりを推進します。

Ⅲ 人権施策の基本方針・基本計画 体系図



※関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

IV 人権課題への取り組み

様々な人権課題がある中、国では「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（平成 14（2002）年制定、令和 7（2025）年変更）において、また、県においては、平成 22（2010）年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げています。

本計画では国及び県の人権課題を踏まえ、本市の実情に即して下記の 10 項目の人権課題について取り組みます。

【 課 題 】

1	部落差別（同和問題）
2	こどもの人権
3	女性の人権
4	障がい者の人権
5	高齢者の人権
6	外国人の人権
7	性的マイノリティの人権
8	犯罪被害者等の人権
9	インターネットによる人権侵害
10	その他の人権問題

基本計画

第1章 基本的事項

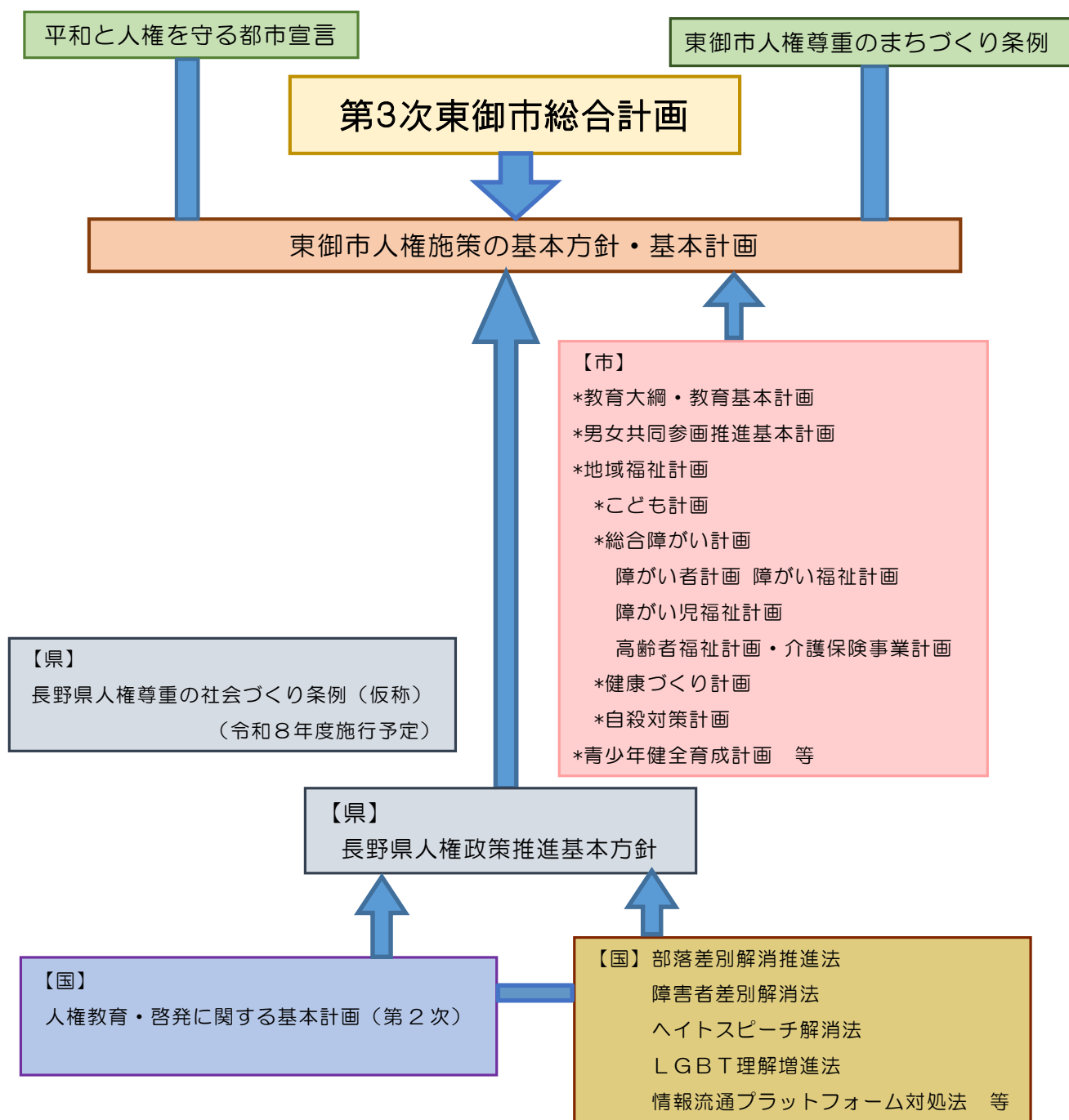
様々な人権課題の解決に向け、令和3(2021)年に本計画を見直し、施策を推進してきましたが、社会情勢の変化に伴い、施策としてより推進していく課題や新たに進めていかなければいけない課題も出てきました。

ここでは、第3回見直しの基本計画も踏まえつつ、国や県、市の施策との関連やSDGsとの関連性を記し、本計画に対する推進体制や推進体系を示しました。

1 計画の位置づけ

「東御市人権施策の基本方針・基本計画（第4回改定）」（以下、「本計画」という。）は、第3次東御市総合計画（2024年度～2033年度）を上位計画とし、個別計画として位置づけられています。基本目標のひとつである「自然と多様な人々が共生するまち」を実現するため、真に人権が尊重されるまちづくりを推進するにあたり、あらゆる人権に関する現状と課題、施策の方向を示すものです。

本計画は、第3回見直しの計画を継承しつつ、令和6（2024）年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」や「生活実態調査及び意識調査」の結果も踏まえた計画となっています。



2 計画期間

今回策定した本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化などをふまえて、必要に応じて計画を見直します。

和暦 西暦	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036
市	2次	第3次東御市総合計画(前期)					第3次東御市総合計画(後期)					第4次		
	東御市人権施策の基本方針・基本計画													
	第3回見直し		第4回見直し				第5回見直し					6回		
県	長野県人権政策推進基本方針(平成22年2月策定)													
				長野県人権尊重の社会づくり条例(仮称)(令和8年制定予定)										
国	第1次	人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)												

3 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

SDGsは、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても、世界基準の目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。

	【目標 1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する
	【目標 2】飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		【目標 11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	【目標 3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する
	【目標 4】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する		【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	【目標 5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	【目標 6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	【目標 7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	【目標 8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	【目標 9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

4 計画の推進体制

基本理念である「全ての人が尊重されるまちを目指す」ためには、「市・市民・関係組織や団体」がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら本計画を推進していくことが必要です。

(1) 庁内体制による推進

人権に関する課題は多岐にわたることから、これらの人権施策を効果的に推進していくため、「庁内人権尊重のまちづくり審議会幹事会」と連絡調整を密にして施策の推進を図ります。

(2) 東御市人権尊重のまちづくり審議会

人権尊重のまちづくり審議会（以下、審議会という。）は「東御市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権施策を推進するために条例によって定めた機関であり、人権に関し識見を有する方々で組織しています。

審議会では、本計画における人権施策の進捗状況について調査審議を行うとともに、計画の見直しなどについて幅広い見地から意見を述べます。

(3) 市民、区、企業、各種団体、学校との連携

人権施策の推進にあたっては、市民、区、企業、各種団体及び学校・PTA等を含む人権に関わる機関と連携・協力をしながら取り組みます。

(4) 国、県等との連携

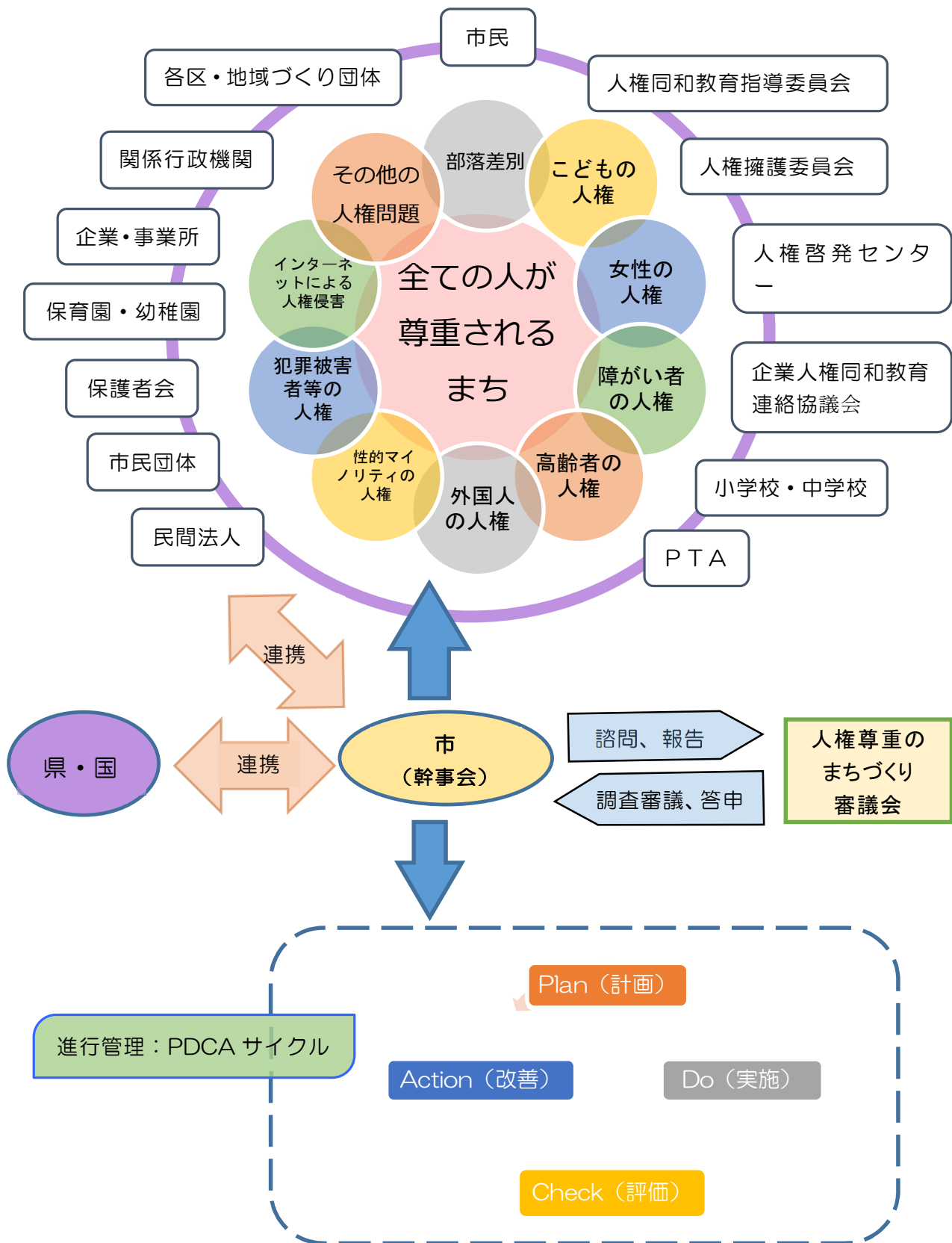
国や県などを含む人権に関わる機関等の情報を積極的に活用するとともに、効果的に人権施策の推進が図れるよう連携していきます。

(5) 評価と見直し

本計画を実効性のあるものにするため、審議会に対し計画の進捗状況及びPDCAサイクルに則った評価等を報告します。審議会はその内容に対し、調査審議を行います。

また、社会情勢の変化などに応じて5年ごとに計画の見直しを行い際には、意識調査等を実施します。

推進体制イメージ図

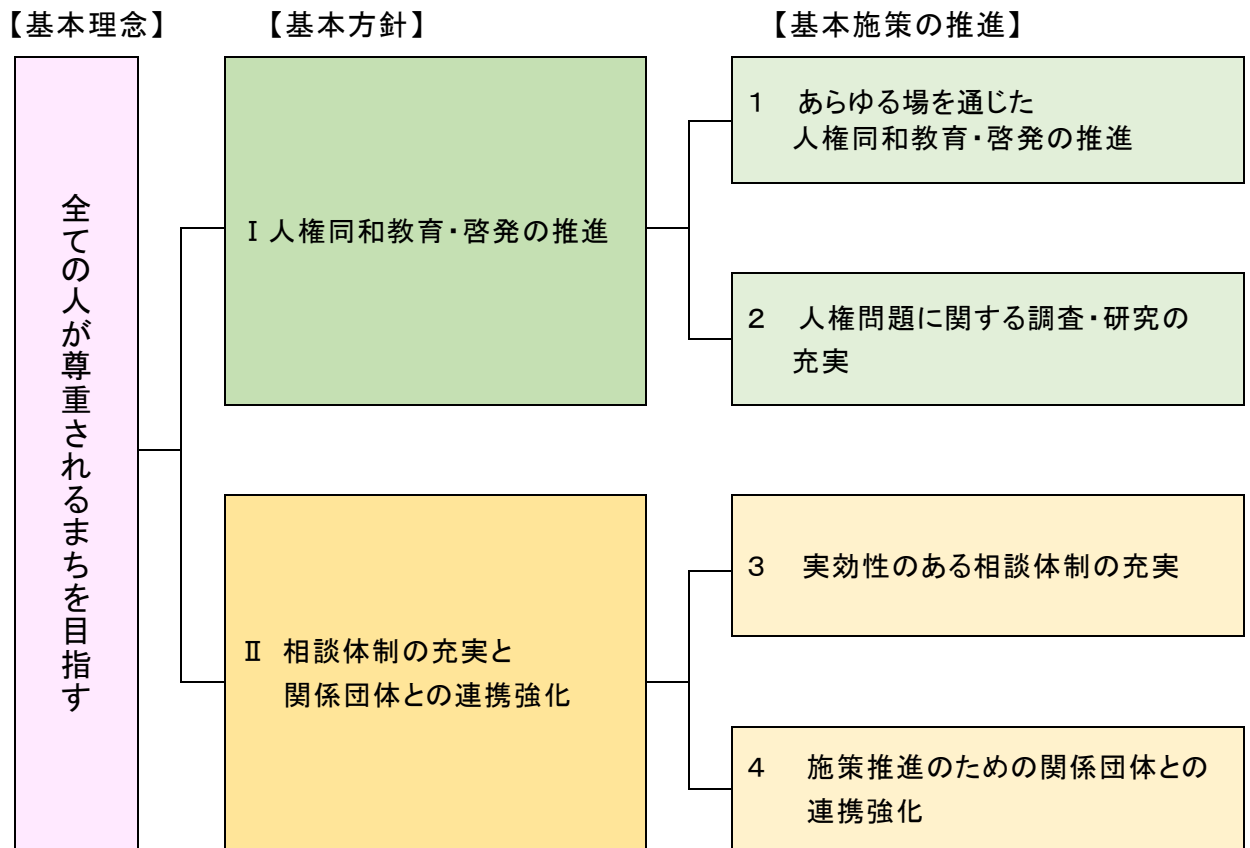


第2章 基本施策の推進

様々な人権課題の解決に向け、市では人権に関する施策を推進してきましたが、社会情勢の変化に伴い、施策としてより推進していく課題や新た進めていかなければいけない課題も出てきています。

基本理念の「全ての人が尊重されるまちを目指す」ために基本方針を定め、それに基づく施策を推進していく必要があります。本計画では、第3回見直しの基本計画も踏まえ、人権施策に取り組んでまいります。

○基本計画の体系



※関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

I 人権同和教育・啓発の推進

1 あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

本市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざした人権同和教育を積極的に推進しています。成果という視点からはまだまだ不十分な面が見受けられますが、市民の部落差別(同和問題)に対する正しい認識は少しずつ高まっています。

しかし、「寝た子を起こすな」などの誤った考えや「自分には関係ない問題」「自分ではどうしようもない問題」等、部落差別(同和問題)や他の人権問題を他人事として捉えている場合も多く、積極的理解や行動につながらず、差別意識の解消には至っていません。

こどもの人権感覚を育てるうえで、大人の人権意識は重要な影響を与えます。それぞれの園・学校において保護者組織で人権同和教育が取り組まれ、保護者の人権意識の高揚とこどもの生命・人権を守る子育てを積極的に推進していく必要があります。

市職員や教職員などはその職務を通じて、地域社会のなかで啓発の主体者として、その指導的役割が果たせる資質の向上を図ることが大切です。また、東御市企業人権同和教育連絡協議会を核として、人権同和教育や啓発の取り組みが企業においても行われていく必要があります。

部落差別(同和問題)をはじめ、人権問題全般の正しい理解と実践を図るためには、「あらゆる場を通じての人権同和教育・人権啓発の推進」を行う必要がありますが、これらの人権について学ぶ場に市民が主体的に参加するよう、手法や内容を工夫することが必要です。

(2) 取り組みの方向

ア 正しい知識・理解を深めるため、これまで取り組まれてきた同和教育の成果を踏まえ、それぞれの学校や職場において対象者の知識や習熟度、発達段階に応じた体系的、実践的な人権同和教育を実施します。

イ 学習会や研修会は、市民誰もが参加しやすいようにより多くの機会を設け、主体的に学ぶことができるよう内容を充実させ、分かりやすかつ参加者の心に響く内容にすることにより、人権尊重の実践につながるものにしていきます。

ウ 人権啓発の推進にあたっては、市民が興味をもって参加できる行事などの開催や地域に密着したきめ細かい多様な啓発活動を展開するため、関係機関・市民団体と連携・協力を図りながら、人権学習に取り組めるよう情報の提供を進めます。

2 人権問題に関する調査・研究の充実

(1) 現状と課題

長年の取り組みにかかわらず、部落差別をはじめとする様々な人権問題について、偏見や差別で悩み苦しんでいる方がいるのが現状です。部落差別解消推進法成立の背景ともなっているインターネットなどを利用した差別事象も、深刻な人権侵害として広がっています。

そうした事象の背景や課題を究明する必要があります。また、人権問題の解決に向けて効果的な施策を推進するためには、各種調査やアンケートの実施により、市民の意見を聞かせていただくことが必要です。

(2) 取り組みの方向

ア 部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、様々な施策を効果的に実施するため、また、市民の人権意識を把握するため、調査・アンケートを定期的に行います。

イ 市職員の意識調査を実施して人権に配慮した職務を遂行するよう研修・啓発に努め、必要な点については職務の改善に働きかけます。

ウ 調査・アンケートの結果を踏まえ、体系的な啓発や研修のあり方について、人権同和教育指導委員会を中心とした研究を進め、効果的な啓発方法の導入に努めます。

Ⅱ 相談体制の充実と関係団体との連携強化

3 実効性のある相談体制の充実

(1) 現状と課題

本市では、弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員などによる定期的な「人権よろず相談所」を実施しています。この他にも人権啓発センター相談員による対応、人権擁護委員による相談事業、本市の各種施策による相談窓口を開設しています。

多様化・複雑化している人権に関する相談に的確に応じるためには、関係各課、関係機関との連携が重要です。

また、相談者に安心して窓口を利用してもらえる環境づくりが必要です。

(2) 取り組みの方向

ア 市民の困りごとや悩みがいち早く解決されるように各相談機関の連携強化を図るとともに、実効性のある相談体制の充実に努めます。

イ 多様化している人権に関する相談に的確に応じることができるよう、研修を重ねるとともに、受講を通して相談員の資質の向上に努めます。

ウ 市広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどを活用して各相談機関の情報提供することで、的確な相談窓口につなげるように努めます。

エ 各相談機関と相互に情報交換し、市民に提供できる情報を充実させるように努めます。

オ 地域住民の最も身近な相談場所として、東部人権啓発センター及び北御牧人権啓発センターの役割が発揮できるよう周知に努めます。

カ 人権侵害の救済・解決が図られるよう、専門機関などと協働します。

4 関係団体との連携強化

(1) 現状と課題

人権問題の解決は、行政の施策実施のみで実現されるものではなく、市民一人ひとりが自分自身のこととしてとらえ、行動することによってもたらされます。この計画に基づいて施策を実施していくにあたっては、広く市民団体に参加を呼びかける必要があります。

市内には、福祉関係や青少年育成などの人権に関わるボランティアグループが多く活動しています。引き続き、これらの団体と協働していくことが必要です。

また、部落解放同盟東御市協議会の果たしてきた役割は、部落差別（同和問題）の解決を目指す活動にとどまらず、暮らしやすい環境づくりなどの面においても顕著であり、更に発展強化されるよう支援していく必要があります。

(2) 取り組みの方向

ア 市民の意見が反映できる仕組みのもとで、市民と市が協働して人権尊重のまちづくりを推進します。そのためには、市から情報を発信するだけにとどまらず、市民や企業の活動について情報収集し、それを市民に向けて発信することにも努めます。

イ 意識調査などで寄せていただいた意見にも耳を傾け、人権尊重のまちづくりの推進のために活かしていきます。

ウ 市民が自主的に行動できるように、人権に関連した活動団体を結成したときは、積極的に協力・支援を行います。

エ 団体が安心して地域に密着した活動ができるよう、団体の結成や活動に関する相談に応じ支援します。

オ 団体の交流を図り、人権に関する市民の自主的な活動を促すような事業を検討します。

カ 部落解放同盟東御市協議会の活動を支援します。

キ 法務局や人権擁護委員及び人権啓発活動ネットワーク協議会等との連携を強化します。

ク 差別事象など、人権侵害の事象などへの対応については、法務局などの関係機関や関係団体などと連携し、今後の啓発活動に活かすなど再発防止に努めます。

第3章 人権同和教育の推進

部落差別をはじめとするあらゆる差別のない人権尊重のまちの実現には、市民一人ひとりが人権を尊重する事の重要性を正しく理解し、人権に配慮した行動を体得するための人権同和教育と啓発活動が重要な役割を担っています。

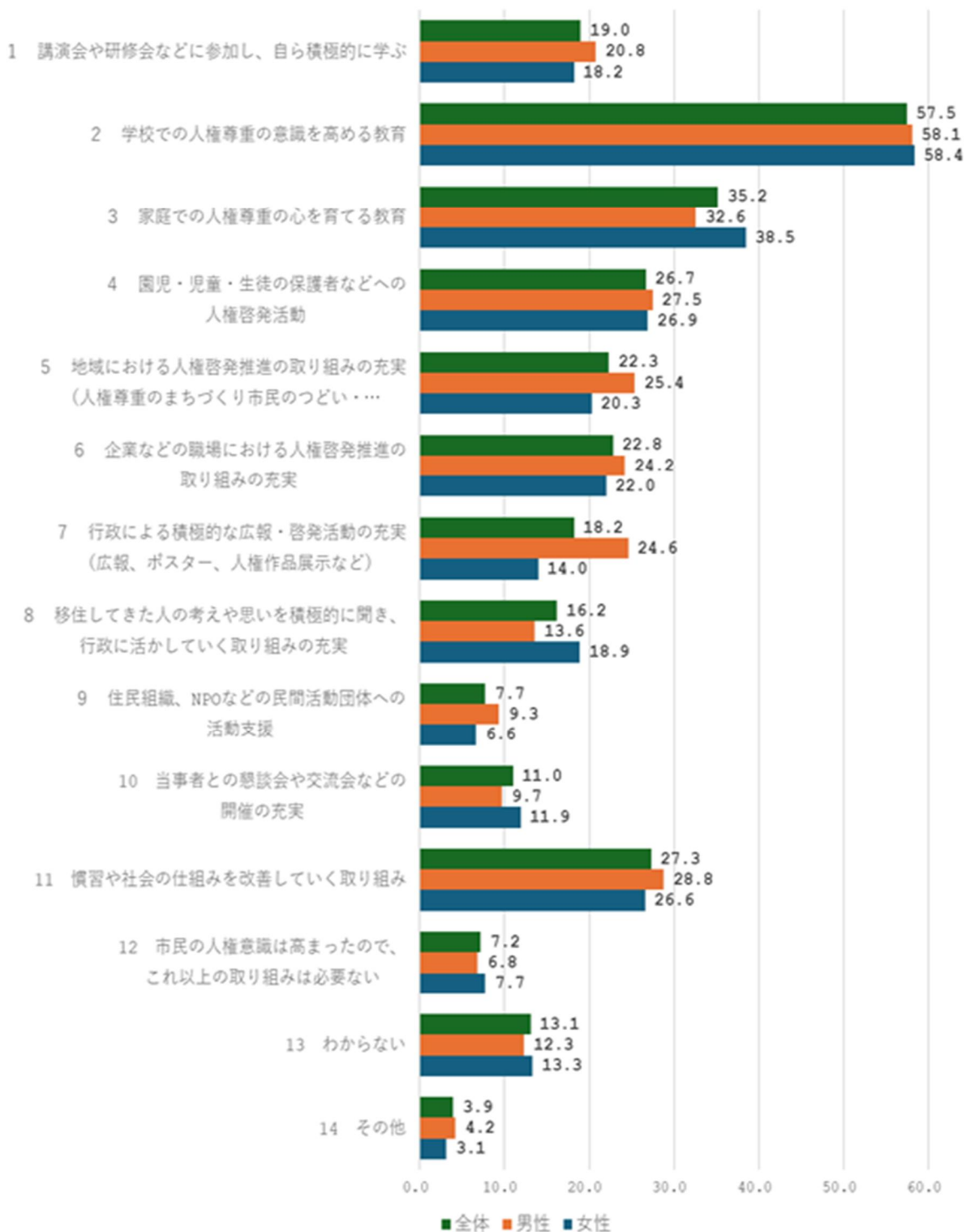
また、市行政全ての分野において人権の視点に立ち、総合的に施策を推進することで人権が尊重されるまちづくりにつながります。

このため、職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚するとともに、常に人権の視点に立った施策の企画・実行・点検・改善にあたれるよう、研修等により資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」等をふまえながら、地域、就学前、学校、企業などあらゆる場面で人権同和教育・啓発の施策を推進します。

東御市が、今後も差別のない人権尊重の社会をつくっていくためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。（複数回答可）
（回答者数 565 人、回答件数 1,564 人、「人権と暮らしについての意識調査」）

【全体】



1 就学前における人権同和教育

(1) 現状と課題

幼児期は、人間形成の基礎を作るうえで最も大切な時期であり、幼児の発達段階に応じて人権尊重の芽生えを育むために重要です。このことから、互いを尊重し合い豊かな人間関係を培う「人権保育」のなお一層の充実が求められます。園における保育・幼児教育は、こどもの最善の利益を考慮しこどもの人権を尊重して行われるものでなければなりません。こどもの意思・気持ち・背景を尊重し一人ひとりが安心して生活できるよう、保育者は言葉かけや関わり方、環境づくりのすべてを人権尊重の観点から見直す必要があります。

また、保護者への啓発は、こどもが園と家庭の両方で安全・安心に育つ環境を作るために重要です。園では、保護者の人権意識や理解に差があることを認識し、それぞれの園で人権同和教育に取り組んでいることを発信し、人権意識の高揚とこどもの生命・人権を守る子育てを積極的に推進していく必要があります。

(2) 施策の展開

ア 年齢にあった人権意識の学び

日常生活や年齢に応じた遊びの中で得られる体験、教材を通じて、こどもが人権意識を学ぶ機会を確保します。

イ こどもを尊重する人権保育の前進

保育者が行う「人権保育」の認識は、こどもを尊重する姿勢を日常のあらゆる保育で体现することです。それは、安全・安心の保障、自己決定の尊重、多様性の受容と理解、家庭・地域との連携、自己研鑽であり、これらを意識しながら「人権保育」の前進を図ります。

ウ 保護者への人権同和教育・啓発の推進

保護者への「人権保育」の啓発は、こども理解の促進、家庭と保育園の一体的支援、社会的な偏見・差別意識の改善に必要なため、園だよりや園内掲示物での活動報告のほか、参加保育や保護者面談等を通じて保護者に対する人権同和教育を推進します。

2 学校教育における人権同和教育

(1) 現状と課題

学校における人権同和教育は、児童・生徒一人ひとりの人権感覚を磨き、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす実践力を身につけるためのものです。

そのためには、全ての教職員は人権尊重の精神に徹し、差別撤廃を自己の課題として受け止め、差別され疎外されがちな児童・生徒に寄り添い、一人ひとりを理解し、ともに生きる仲間づくりを通して差別を失くす教育活動を推進しなければなりません。

実施にあたっては、地域の実態と児童・生徒には部落差別の歴史などについても正しく学び、差別の不当性をしっかり認識してもらうとともに、様々な差別の解消に向けて行動がとれるような人権感覚の育成に努めなければなりません。

さらに、社会人権同和教育との密接な連携のもと、児童・生徒のみならず、保護者の意識の高揚も図っていく必要があります。

(2) 施策の展開

ア 学校人権同和教育における研究推進

市内の小中学校に勤務する教職員が講演や公開授業による研修を深め、学校での人権同和教育を進めます。

イ 人権同和教育主任会・人権同和教育委員会の実施

ウ 人権同和教育懇談会の実施

市における小中一貫の人権同和教育を推し進めるために、学校職員、関係団体市関係職員による懇談会を実施し、同和教育の充実を図ります。

エ 同和教育研究会等の研修参加

オ 人権作品の学校巡回展示

人権週間に合わせて募集した作文・ポスター・標語の最優秀作品、優秀作品を全小中学校に巡回展示し、人権同和教育の推進につなげます。

カ 人権同和教育教材の活用

様々な人権課題に対する学習教材として、副読本『あけぼの』を継続的に活用しながら全ての学校教育活動を通じた人権同和教育を推進します。

「人権と暮らしについての意識調査」及び「部落差別に関する意識調査」の結果や、学校や地域の暮らしの中にある、あらゆる差別の問題を教材化し、生活と結びついた人権同和教育を推進します。

キ 保護者に対する人権同和教育の実施

保護者への意識啓発を図るため、PTA会員の研修機会の拡充、家庭・地域の啓発活動を推進します。

ク 指導主事による支援

人権同和教育担当の指導主事を中心に、小中学校からの講師派遣要請に対応し、本市の人権同和教育に沿った内容で教育支援、研修支援をします。

3 社会における人権同和教育

(1) 現状と課題

差別のない明るく働き甲斐のある職場づくりと、明るく住みよい地域づくりとは密接な関係にあり、職場から差別や偏見をなくすことは、地域社会から差別をなくすことにもつながっていきます。

「人権尊重の意識を高める教育」は決して学校だけで行えるものではなく、研修等への参加が少ない若い年代や働く世代の方々が学べる機会をどのようにして確保していったらよいか、取り組みを工夫し実現していくことが課題です。

また、多くの市民が働いている企業としての活動は、地域社会に大きな影響を及ぼしています。そのため、企業内での人権同和教育・人権啓発活動を通じて、経営者やそこで働く一人ひとりがお互いに人権を尊重し、差別のない明るい働き甲斐のある職場づくりに努め、人権問題の本質を正しく理解し、それぞれの立場で具体的に行動していくことが必要です。

例えば、職場の中では「女性」「外国人」「性的マイノリティ」「障がい者」など様々な人権問題が存在する場であり、法律的にも企業内の人権意識の高揚、企業対策などが求められていることから、様々な人権課題と直接かかわる職場での人権意識の向上を図っていく取り組みは大変重要であると考えます。

企業で人権教育や啓発がより充実していくことは、従業員の生きがいにも結びつき、企業の活性化・生産性向上にもつながっていくことにもなります。正しい人権感覚を磨いていける機会を多く持ち、市民一人ひとりの意識を変えていく取り組みを継続して行うことが必要です。

(2) 施策の展開

ア 人権啓発行事の開催

地域における啓発活動を推進するため、公民館との連携を強化し、人権啓発学習会を開催して、人権同和教育の推進を図ります。

市民が関心・興味をもって参加できる講演会や交流会などの啓発活動事業を行います。

また人権週間にあわせて、「人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催し啓発に努めます。

イ 人権同和学习の支援

市民の学習機会や情報の提供、学習方法の提案、指導者育成など学習支援を図ります。

各種団体での人権同和教育を進めるため、研修会開催の講師派遣などを支援します。

ウ 人権同和教育の周知

市民が人権問題への認識を深められるように、ホームページやコミュニティFM、市広報紙等の人権啓発に係る情報を提供、発信します。

あらゆる人権問題の解決を図るための人権啓発冊子を作成し活用します。

図書館や人権啓発センターにおける人権啓発図書の充実に努めます。

人権啓発について、市のホームページの活用を図ります。

人権同和教育の一環として、人権啓発のポスター、作文、標語を募集し、その優秀作品を用い人権啓発に努めます。

エ 市職員・教職員に対する人権同和教育の実施

体系化された職員研修の計画を策定し、職員一人ひとりが自らの職務を通じて指導的役割が果たせるように計画的な研修を実施します。

オ 医療・福祉関係者に対する人権同和教育の実施

医療機関従事者や福祉施設職員、ホームヘルパーなどの医療・福祉関係者に対する人権学習の実施に努めます。

カ 東御市企業人権同和教育連絡協議会の活動支援

東御市企業人権同和教育連絡協議会(令和7(2025)年8月末現在 市内 81 社加盟)を中心に関係機関と連携して、企業の啓発活動を促進するため、研修機会及び啓発資料・情報の提供に努めます。

キ 企業に対する人権同和教育の推進

企業等における人権学習の充実が図られるよう、講師の紹介、資料の提供等の支援に努めます。

企業の人権に関する活動等の情報収集に努め、企業相互の情報交換や市民への情報発信に努めます。

ケ 人権同和教育指導員による支援

人権同和教育指導員を中心に、市内の関連機関や団体のほか、市外の行政機関からの講師派遣要請にも対応し、教育支援、研修支援をします。

コ 指導者の発掘と養成

地域や各団体、各機関での各種の研修会を充実するため、また、研修会への派遣要請に対応していくため、人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、確保を図ります。

第4章 課題別施策の推進

人権課題は多岐にわたるほか重層化しています。国では、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7（2025）年変更）において、県においては平成22（2010）年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げ、施策を進めています。

さらに、第3回改定後には、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下、「LGBT理解増進法」という。）や「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（以下、「情報流通プラットフォーム対処法」という。）など、人権課題に関わる法律が新たに制定され、様々な人権課題に対する施策が推進されてきています。

また、市では、令和5（2023）年に「東御市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

本計画では、国及び県の人権課題の取り組みを踏まえながら、市の基本理念である「全ての人が尊重されるまちを目指す」ため、本市の実情に即して10項目の人権課題における「現状と課題」を明らかにし、それらに対する「施策の方向」を示しました。

○課題別施策の体系

【 課 題 】

【 施策の方向 】

1 部 落 差 別 (同 和 問 題)	部落差別(同和問題)の早期解決、人権啓発学習の継続
2 こどもの人権	児童虐待の予防・早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携、こどもの権利に対する理解
3 女 性 の 人 権	性別役割意識の解消、DV の防止
4 障がい者の人権	ノーマライゼーション及び共生社会の普及促進
5 高齢者の人権	偏見を取り除く、心配事の相談体制の充実
6 外国人の人権	交流の推進、異文化の相互理解、多文化共生の啓発
7 性的マイノリティの人権	性の多様性の尊重、パートナーシップ制度の周知
8 犯罪被害者等の人権	制度の周知・教育・啓発の推進、支援・相談体制の充実
9 インターネットによる 人権侵害	インターネットの適切な利用に関する教育、啓発の推進
10 その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消

1 部落差別（同和問題）

（１）現状と課題

昭和 40(1965)年の同和対策審議会答申を受けて、昭和 44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」(以下、「同対法」という。)制定以降 33 年間にわたって続いてきましたが平成 14(2002)年3月に終了しました。

その後も本市では一般施策として、部落差別(同和問題)の解消に向け、生活環境の改善や人権意識の高揚のための教育・啓発などの各種事業を積極的に進めてきました。その結果、住環境の整備をはじめとした物的な基盤整備や学校教育及び社会教育における積極的な同和教育の推進により、一定の成果をあげています。

しかし、現在でも被差別地区住民及び出身者の生活、教育、就労・労働、結婚などの実態に課題を残しています。

事実、「部落差別に関する意識調査」では、20代～40代の方が「結婚差別があった」と回答しており、平成 14(2002)年の「同対法」終了後も依然として差別が起きているという実態が見えています。

また、同和地区の問い合わせをはじめとする差別事象は後を絶っておらず、令和6(2024)年度に行った「人権と暮らしについての意識調査」の中でも、約 64%の方が現在でも部落差別があると思うと回答しています。

一方、「同和教育を学校の授業で教わった」と約 63%の人が回答しており、長年にわたって学校人権同和教育の取り組みが継続して行われてきたことの成果が出てきていると推察される反面、「ほとんど差別はなくなった」「差別はなくなった」と回答した方が、35%以上もあり、現在の差別の現状と理解が結びつかない方も依然として多くいることが分かります。

さらに、差別が存在すると回答した方の中にも、部落差別は「自然になくなる」「自分とは直接関係ない」と回答した方が約 35%もあり、「部落差別解消推進法」成立の背景とは相反する人権意識を持った方が依然として多数いることから、間違った理解が根強く残っていることがうかがえます。

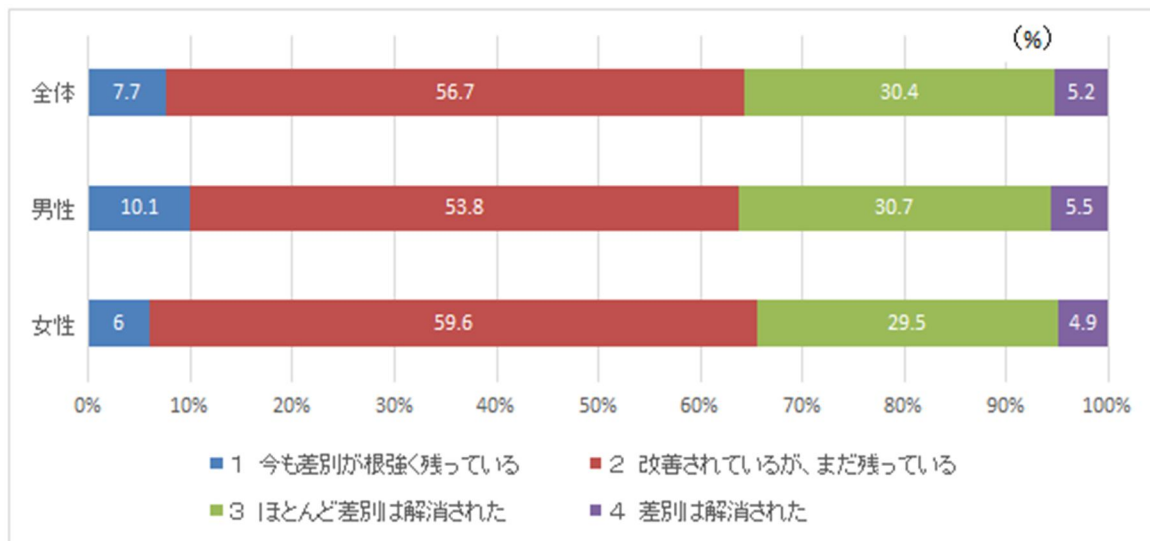
また、全国的に電話による同和地区問い合わせ事件、結婚差別や就職差別につながる身元調査事件、情報化社会を反映したインターネットを利用した差別助長行為などの差別事象が後を絶たず、差別意識の根深さは解消されていないのが現状です。

このように部落差別(同和問題)は重要な課題であり、「部落差別解消推進法」は、現在もなお部落差別が存在することを明記していることからこの法律が公布された理由をしっかりと受け止め、いく必要があります。

市民の差別意識の解消のため、市民への正しい知識を広めていくためにも、「部落差別解消推進法」の周知とともに、今後も継続的な学習機会の提供や、人権意識の高揚に関する諸施策を積極的に進め、行政はもとより市民の一人ひとりが主体的に取り組んでいく必要があります。

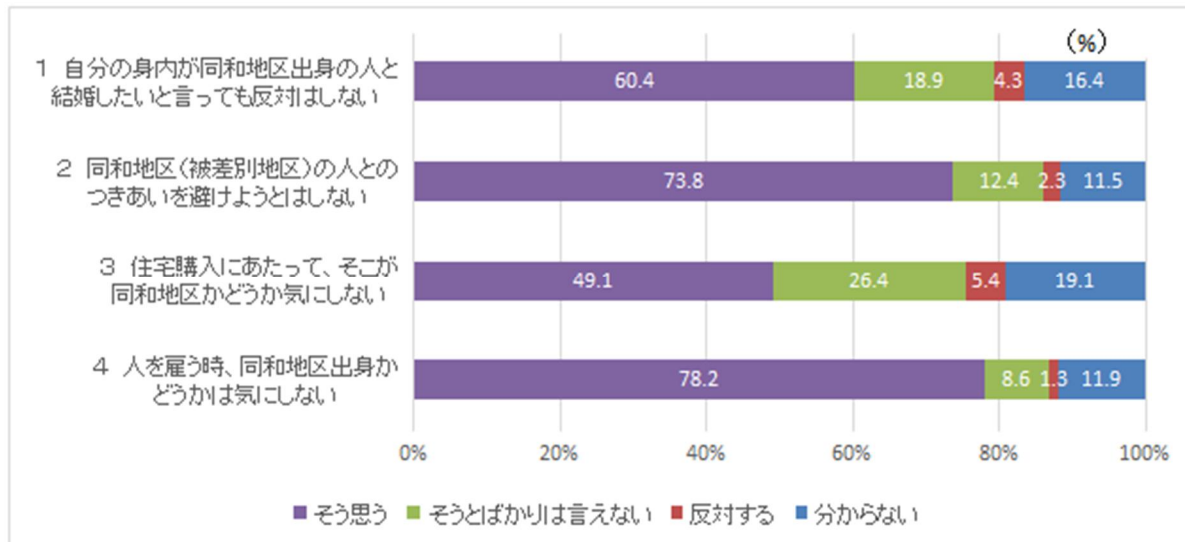
あなたは、部落差別についてどのように考えていますか。次の中からあなたのお考えに最も近いもの一つだけに○をしてください。

(回答者数 543 人、「人権と暮らしについての意識調査」)



あなたに次のような出来事が起きたとしたら、あなたはどのように考えますか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。

(回答者数 525～535 人、「人権と暮らしについての意識調査」)



(2) 施策の方向

ア 学習・啓発活動の継続的な実施

部落差別(同和問題)の早期解決のために、地域でのテーマが他の人権問題となる場合でも、部落差別との関連につながる内容を取り上げるなどして継続的に進め、多くの市民が関心を持つことができるような取り組みを進めます。

イ 部落差別解消に向けた事業の実施

これまで実施されてきた施策の成果を生かし、残された課題について、地域の実情をふまえ、必要な事業については一般対策事業の中で実施していきます。

ウ 人権啓発センターを活用した地域交流事業

東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センター及び同和集会所を活用した各地域での交流事業を推進します。

エ 相談事業の推進

東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センターにそれぞれ相談員を配置し相談事業を推進します。

オ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」を排除するため、関係機関と連携し、啓発に取り組めます。

カ 同和教育推進のための人材育成

差別解消に向け、教職員、市職員の人権意識の向上を図り、学校・企業・地域における同和教育を進めるための人材育成を図ります。

キ 差別根絶に向けた取り組み強化と教育・啓発活動の推進

差別事象の根絶に向けた取り組みの強化と、部落差別(同和問題)に関する正しい認識の確立と体得、人権意識の高揚を図るための教育・啓発活動の効果的な推進に努めます。

ク インターネットを始めとするSNSでの人権問題への対応強化

インターネット等を介した人権侵害が発生した場合、県・法務局をはじめとする関係機関などと連携し、差別情報の削除要請を行うとともに、適切な対応を図ります。また、差別事象の速やかな把握のため、市としても独自にモニタリングを継続して行います。

2 こどもの人権

(1) 現状と課題

平成6(1994)年「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」が批准され、こどもの最善の利益を守り、健やかな発達とこども独自の権利を擁護することが合意されました。こどもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。

しかし、今日の社会情勢は、情報化、国際化、少子高齢化及び価値観の多様化、核家族化、さらにコロナ禍以降は地域のつながりの希薄化など、著しく変化をしています。こうした状況は、こどもを取り巻く環境に大きな影響を与え、様々な課題を生み出しています。中でも、こどもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめや不登校、こどもの自殺などの問題が増加している実態がみられます。特に、近年ではスマートフォン等、インターネットの普及に伴い、ネットを介してこどもの人権を侵害するトラブルも多く発生しています。

こどもの人権を守るには、家庭教育のあり方とそれを支援する地域社会の連携は不可欠になっています。家庭・地域・学校・行政が連携し、こどもの生命や人権を守り育てる環境づくりが大きな課題となっています。

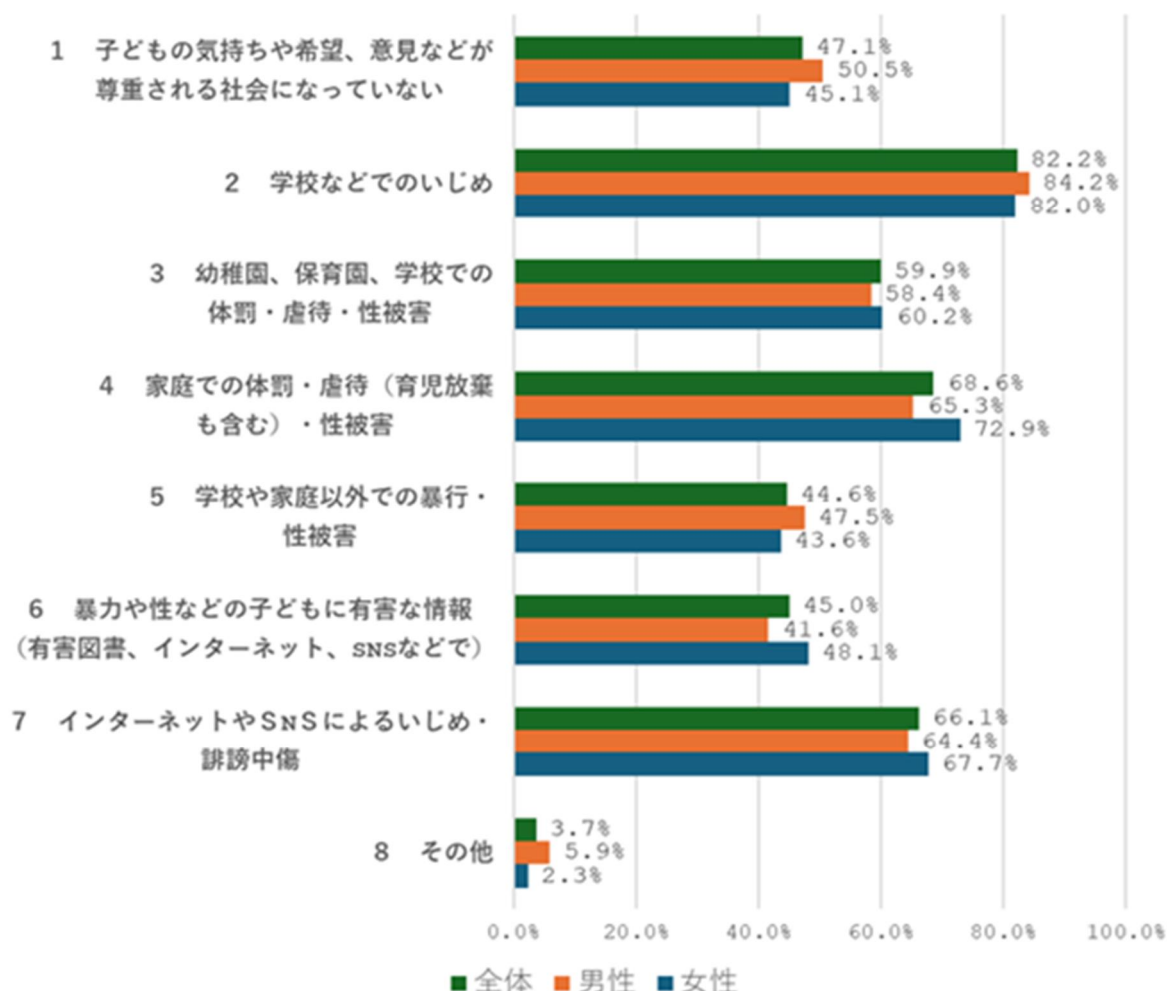
こうしたことから、こどものあらゆる権利を守り、こどもをめぐる相互に関連する諸問題を抜本的に解決し、こどもに関する施策を幅広く整合性をもって検討、推進するため、「こども基本法」が令和5(2023)年4月に施行されました。

「子どもの権利条約」及び「こども基本法」を具現化していくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育所・幼稚園の就学前保育・幼児教育、学校における教育が連携していくことが大切です。家庭や地域社会はこどもの人権を守り、こどもたち自身も互いの人権を尊重し合うことを学ばなくてはなりません。すべての人が、生き生きと過ごせる環境を、大人もこどもも協力して作っていくことが重要です。

なお、こどもの施策に関する基本計画として、「東御市こども計画」を策定しています。

(こどもの人権が「守られていないと思う」と答えた方に)
 現在、どのような面でこどもの人権が守られていないと思いますか。(複数回答可)
 (回答者数 242 人、回答件数 1,010 件「人権と暮らしについての意識調査」)

【全体】



(2) 施策の方向

ア こどもの権利に関する理解の促進と権利擁護

こどもを権利の主体として捉え、その権利が保障され、社会全体でこどもの自己選択・自己決定・自己実現を後押しするとともに、こども達が差別や虐待、いじめ、暴力から守られ、安心して成長できる社会を実現するため、「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)などこどもの権利に関する理解啓発を推進します。

イ こどもの意見を聴く機会の確保

こどもが自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。こども達の意見形成を支援し、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

ウ こどもが気軽に相談できる体制づくり

こどもが家庭や学校、地域などで、虐待やいじめ、犯罪に巻き込まれるなどの困難な状況に陥った時、一人で抱え込まずに相談できる場所があることを周知し、また、こどもが臆せず相談できる体制を整え、こども達に周知します。

エ 相談支援体制の充実と周知

子育て家庭の孤立化を予防し、子育てへ不安感や負担感を抱える家庭が気軽に相談ができ、必要な支援を受けられる体制の充実と、体制の周知を図ります。また、学校や地域の多様な団体、企業等が連携し、子育て家庭を見守り、応援できる環境の整備を推進します。

オ 青少年の健全育成の推進

地域社会では、子ども会育成連絡協議会をはじめ青少年育成市民会議、青少年センターのほか、青少年健全育成に係る団体等の活動をとおり、こどもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動の充実や社会参加の促進を図り、青少年の健全育成及びよりよい社会環境づくりを推進します。

カ ネットリテラシー教育の推進

インターネットトラブルに巻き込まれない、加担しないために、家庭・地域・学校と連携して、出前講座や講演会などを実施し、ネットリテラシー教育の推進を図ります。

キ 教育現場における人権同和教育の充実

いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処ができるよう、学校における道徳教育（人権教育）やコミュニケーション活動を重視した教育活動のさらなる充実や児童会・生徒会における交流活動等の取組を推進していきます。また、こども社会だけの問題と捉えず、学校・家庭・地域の連携協力による取り組みや啓発を推進していきます。さらに、小中学校では支援会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した悩み相談の体制の充実や、教職員への研修等の充実を図っていきます。

ク 社会環境整備の推進青少年の非行・被害の防止活動

「東御市青少年健全育成条例」に基づき、こどもたちの健やかな育ちを保障する社会環境整備に努めます。

3 女性の人権

(1) 現状と課題

昭和 54(1979)年の第 34 回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、国、県及び市町村において女性の地位向上のための取り組みが進められてきました。本市は平成 16(2004)年4月1日の合併により、新市として平成 18(2006)年3月「東御市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 21(2009)年 12 月「東御市男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づき前述のプランを改め、平成 24(2012)年3月「東御市男女共同参画推進基本計画」を 10 年間の計画として策定しました。5年後の平成 29(2017)年の後期計画策定を経て、令和4(2022)年3月には「第2次東御市男女行動参画推進基本計画」策定し施策の推進をしています。

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、例えば「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった、男女の役割を固定的にとらえる意識や、戸主に家の統率権限を与えた家制度的な考え、男性中心主義の考えは、今なお社会に根強く残っており、このことが、家庭や職場、地域社会においての女性差別の要因となっているとともに、女性の活躍を妨げる要因となっています。また、女性自身もその意識や考えにしばられている傾向もうかがえます。

女性差別のない社会の実現のためには、男性の意識改革が重要な課題です。それと同時に、女性自身が自己の意識改革と行動変容を積極的にしなければなりません。

そのためには、区等の役員や各種委員会・審議会等の施策決定の場における女性の参画率を伸ばしていくことも必要です。

近年、家庭内での暴力や極端な無視などのドメスティック・バイオレンス(DV)や若者を中心としたデートDV、職場等におけるハラスメント(嫌がらせ)、性犯罪などの女性に対する暴力が問題となっています。特に女性の場合、経済的理由から我慢して服従しているといったケースが多いという現状もあります。

最近では、生きづらさを抱える男性も増加傾向にあり、男性の人権という新たな課題も見えてきました。

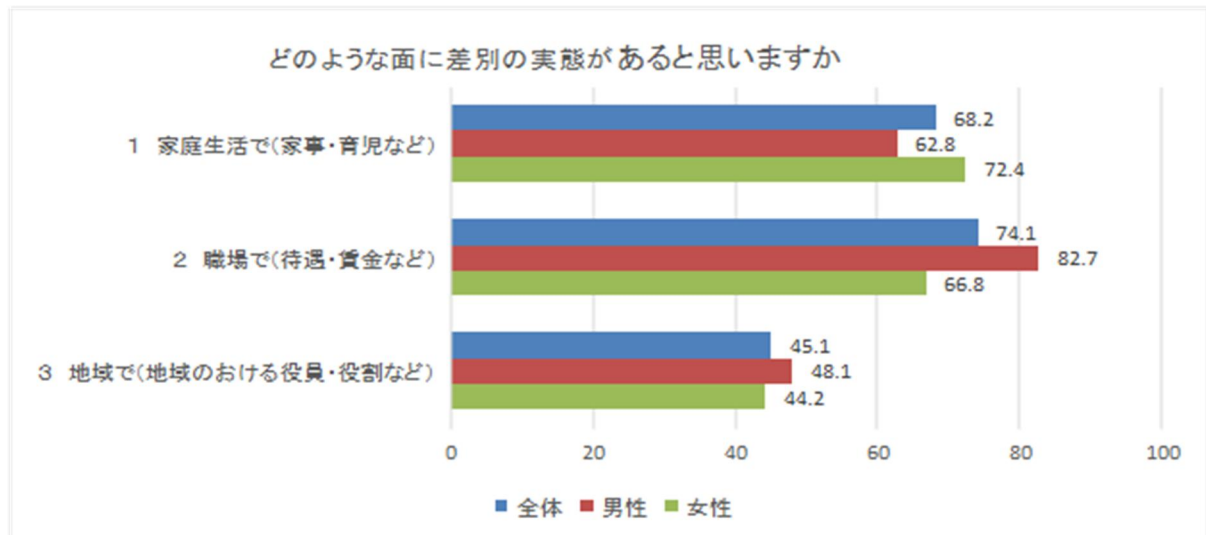
困難な問題を方々のための、人権相談体制の充実や支援体制の整備が必要です。

これらについては、「東御市男女共同参画推進基本計画」に基づき施策を進めていきます。

(女性に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に)
現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。

(回答上位を抜粋)

(回答者数 390 人、回答件数 1,122 件「人権と暮らしについての意識調査」)



(2) 施策の方向

ア 男女共同参画社会の構築に向けての教育と啓発

男女共同参画社会の構築に向けては、慣習や男性の意識を改革していくとともに、女性自身の意識改革と行動変容を積極的に行うことが必要であるため、全てのライフステージに応じた教育と啓発を行います。

イ 就労の場における男女共同参画の推進

女性の社会的自立へ向け、職場における女性の活躍の推進のための啓発を進めます。

ウ ワークライフバランスの推進

活力ある社会づくりに向け男女双方のワークライフバランスが推進される社会づくりに取り組みます。

エ DVやハラスメント等の防止、被害者の支援

ドメスティック・バイオレンス(DV)、デートDV、様々なハラスメント(嫌がらせ)、性暴力は誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて広く周知・啓発を行います。

また、女性に対する暴力や人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識高揚を促す啓発活動や、長野県女性相談支援センターや民間団体等と連携し、必要な時報提供等を行うとともに、被害を受けた場合の保護や自立支援を推進します。

オ 誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくりの推進

生きづらさを抱える方々のための相談体制の充実を図るとともに、自らの健康を守るため性と生殖に関する健康の視点に立った教育・啓発を進めます。

カ 地域・社会活動における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成促進のため、女性の各種委員会・審議会、地域活動等の施策決定の場への積極的な登用などに取り組みます。

また、男女共同参画の視点に基づく防災・災害対応に関する施策の推進を図ります。

4 障がい者の人権

(1) 現状と課題

平成 5(1993)年、障害を理由とする差別禁止の理念が規定された「障害者基本法」の制定以降、平成 17 年(2005 年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定され、共生社会の実現と基本的人権を持つ個人として尊厳にふさわしい生活を保障することが定められました。続いて平成 18(2006)年には障がいのある人の権利と尊厳を保護することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が国際連合総会で採択され、我が国においても平成 19(2007)年に署名し、平成 26(2014)年に批准しました。

またこの間、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立(平成 23(2011)年)をはじめ、「障害者差別解消法」が成立(平成 25(2013)年)し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消が推進されています。

中でも、「障害者差別解消法」は、平成 28(2016)年に施行され、行政機関や企業などの事業者等に対して「障がいを理由とする差別的取り扱い」を禁止するとともに、「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」を義務付けています。

本市においても、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図っていくことが必要と認識する中で、令和 3(2021)年に「第4次障がい者計画」を、令和 6(2024 年)に「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進しています。

本市は現在、障がい(身体・知的・精神)の認定を受けている方が 1,982 人(令和 7(2025)年 3 月末現在)おり、それらの人々を支援する市民活動も広がりを見せています。

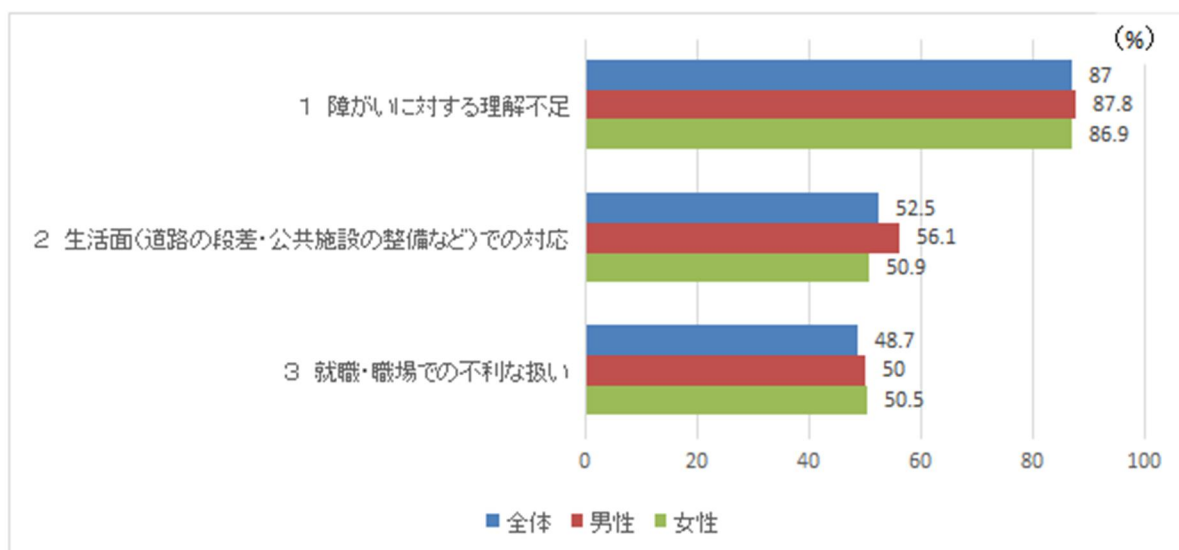
障がい者の自立と社会参加の実現を図るため、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、障がいの有無にかかわらず人権・生活・就労において相互に人格と個性を尊重しあい、共生できる社会づくりを推進していくため、身の回りのバリアをなくすとともに、心のバリアを取り除き、共に暮らしやすい社会を創っていくことが求められています。

(障がい(身体障がい・知的障がい・精神障がい)のある人に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に)

現在、どのような場面に差別の実態や意識があると思いますか。

(回答上位を抜粋)

(回答者数 415 人、回答件数 1,400 件、「人権と暮らしについての意識調査」)



(2) 施策の方向

ア 障がいと障がいのある人への理解の促進

障がいのある人もない人も、共に生きる社会づくりを理念とする「ノーマライゼーション」や「共生社会の実現」の普及促進を進めるとともに、さまざまな機会を通して障がい者が抱える多様な課題について認識を深め、障がい者に対する理解を深めるための福祉教育や意識啓発を図ります。

イ 障がい者の自立と社会参加への支援

障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がいのある人が自立して生活し、自己実現が可能となるように、ユニバーサル社会づくりを推進するため、交流会やイベントなどの、障がい者と健常者が接する機会を数多く設け、理解を深める取り組みを推進するとともに、地域におけるサービス基盤を整備し、社会参加の促進や福祉的就労から障がい者の安定した一般雇用につながる環境の整備に努めます。

ウ 障がい者の意思や希望を尊重した支援と権利擁護の推進

障がい者やその家族の方の相談内容は、医療・保健・福祉・労働・教育など広範囲に及ぶため、各関係者の連携を強化して、より充実した相談ができるよう努め、障がいによって自らの意思が十分に伝えられなかったり、自立への自己決定が制限されたり、軽視されないよう、障がいのある人の自己選択、自己決定を基本とする権利擁護支援を推進します。

エ 障がい者が安心して暮らせる環境づくりの推進

障がい者が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。

また、公共施設をはじめとした建物のバリアフリー化は、細かい部分まで障がい者の視点でチェックし、整備を図ります。

5 高齢者の人権

(1) 現状と課題

平成18(2006年)4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)が施行され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援など、高齢者の人権を守り、尊厳ある生活を確保する取り組みが進められてきています。

また、令和6(2024)年1月1日には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という。)が施行され、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすこと」(第1条)がその目的として示される中、認知症の人を権利の主体として尊重し、地域社会全体で支え合う共生社会の実現を目指すため、国や自治体の責務が定められました。

本市においても、令和6(2024)年に高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の人権を尊重し、人権を守ることでできる施策を明らかにした「東御市者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、その推進を図っています。

本市の令和7(2025)年4月1日現在における65歳以上の高齢者人口は9,501人であり、高齢化率は32.8%です。そのうち、75歳以上(後期高齢者)の人口は5,306人と65歳以上の5割強を占めています。また、令和7(2025)年2月時点での一人暮らし高齢者は1,635人、一人暮らしを除く高齢者のみの世帯は、1,584世帯あり、全世帯数の2割強が高齢者のみの世帯になっており、今後も増加し続けるものと予測しています。

これまでの地域社会や家族関係が大きく変容する中、親族及び地域の人間関係が希薄に高齢者が孤立する傾向があることや、高齢者に対する偏見や差別、家庭内での寝たきりや認知症の高齢者への介護負担からの虐待の問題も発生していること、また高齢者が振り込め詐欺や悪質商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶たないといった、権利侵害の事例も深刻になってきています。

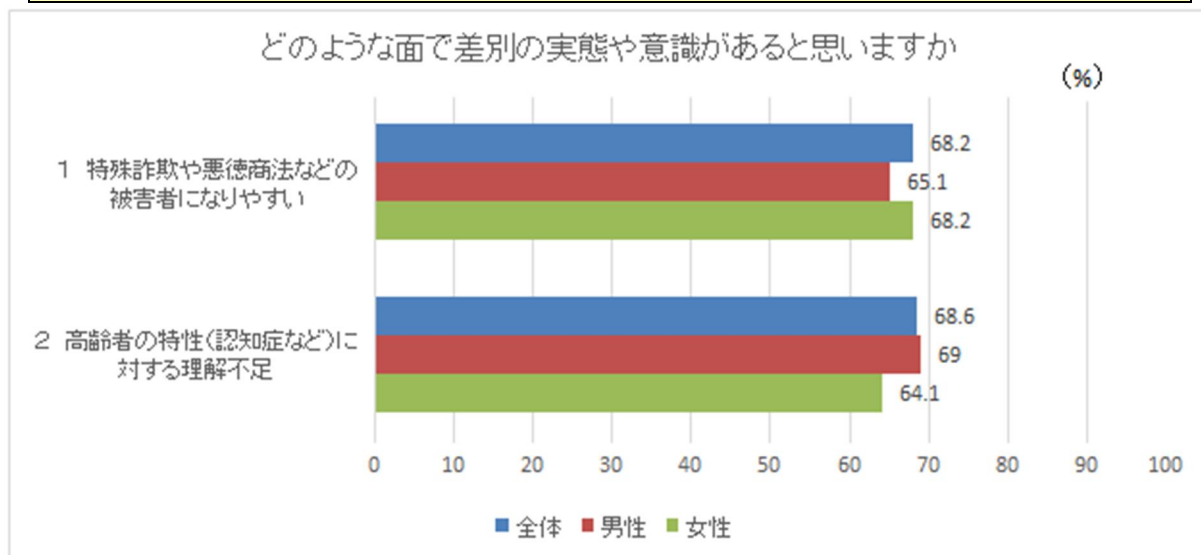
すべての高齢者が豊かな高齢期を送れるような施策を推進するとともに、高齢者がいつまでも心身ともに健康を保ち、地域社会で積極的な役割を果たしながら、その人らしく尊厳をもって生き生きと生活できるような地域社会を実現していくことが求められています。

(高齢者に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に)

現在、どのような場面に差別の実態や意識があると思いますか。

(主だった回答を抜粋)

(回答者数 296 人、回答件数 767 件、「人権と暮らしについての意識調査」)



(2) 施策の方向

ア 高齢者の社会参加と生きがいづくり活動の推進

高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を活かして積極的に社会参加し、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりを進めます。

また、高齢者が主体性を持って社会参加できるような生きがいづくりとした活動ができるよう意識啓発や地域住民が主体となって運営を行う通所型サービスの充実を図るなど、地域における居場所を確保し、生きがい対策の推進を図ります。

この他、高齢者が生きがいを持った活動ができるよう生涯学習講座や社会教育団体等の受入れの充実を図ります。

イ 高齢者の意思や希望を尊重した福祉サービスの提供と権利擁護の推進

高齢者が最期まで自分の意思で選択し生活できるよう寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。

また、高齢者本人やその家族が介護や権利擁護などについて相談できる場所の確保、相談体制の充実を図るとともに、虐待が発生した際の高齢者の安全確保のための方策や成年後見のさらなる普及啓発を図り、虐待防止と権利擁護の促進に努めます。

ウ 高齢者が安心して暮らせる支え合いの地域社会づくりの推進

高齢者が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。認知症など高齢者の特性について理解を深める啓発や学習に取り組めます。

また、隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活

動の推進を図るとともに、官民協働による高齢者等日常生活サポート事業の一層の充実を図り、高齢者が安心して生活できる社会環境の整備に努めます。

この他、振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

エ 高齢者を犯罪から守るための啓発の推進

振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

近年、国際化の進展、外国籍住民の増加によって外国人の人権問題がさまざまな場面で取り上げられるようになり、国も平成 28(2016)年6月に「ヘイトスピーチ解消法」を制定しました。

「ヘイトスピーチ解消法」は、日本に住んでいる外国出身者やその子孫に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、その解消に向けた取り組みを推進しようとするものです。

本市においては、令和7(2025)年4月1日現在 714 人の外国籍住民がいます。また、外国にルーツを持つ人も多く住んでいると推測します。外国人の児童・生徒は、地域の保育園、小・中学校に通っていますが、多くの児童・生徒は言葉や生活環境の違いに戸惑いながら学校生活を送っています。

また、市民は地域社会のなかで外国人と交流する機会が比較的少なく、新聞・テレビ等のメディア情報や周囲のうわさなどによって、外国人に対して思い込みや偏見を抱いて接してしまうことも考えられます。

様々な文化や多様性を認め合いながら、互いに尊敬しあい、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

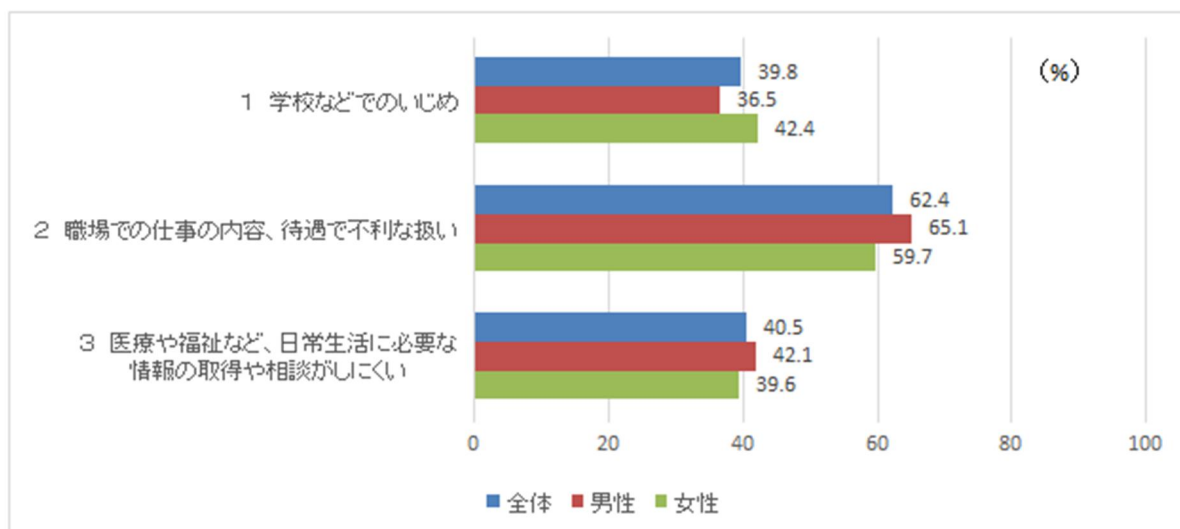
そこで、就学前保育や幼児教育をはじめ生涯にわたる一貫した国際理解教育が必要となります。外国人の児童・生徒に向けては、日本語教育、母国語教育も必要です。そして、市民レベルでの外国人との交流活動の推進が必要です。

また、外国人が地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、情報提供の充実、相談窓口の明確化、就労の機会を確保するための取り組みが必要です。

（外国の人に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に
現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。

（回答上位を抜粋）

（回答者数 389 人、回答件数 1,080 件、「人権と暮らしについての意識調査」）



（２）施策の方向

ア 国際感覚の習得の推進

「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、市民一人ひとりが国際理解を深め、豊かな国際感覚を身に付け、国際化の時代に対応できる視野の広い人づくりを推進します。

イ 国際理解の推進

文化や習慣の違いなどを理解するために、市民団体等をつうじた外国人との交流支援や市の国際姉妹都市である米国オレゴン州マドラス市との交流、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン相手国であるモルドバ共和国との交流を推進します。

ウ 教育・啓発、支援・相談の充実

市民の国際理解を深め、国際交流活動を活性化する中で、お互いの文化や個性を尊重し、偏見や差別をなくすための教育・啓発、支援・相談体制の充実に努めます。

エ 労働環境の整備、多文化共生の啓発

言語の違いによるコミュニケーション不足が、様々な問題を引き起こしている傾向があります。外国語の生活ガイドによる支援や総合的な相談窓口の設置、就職相談や人権相談などその内容に応じた相談窓口の情報提供など相談体制の充実に努めるほか、国等の関係機関と連携を図りながら、外国籍住民を雇用する企業に、働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めます。

7 性的マイノリティの人権

(1) 現状と課題

「身体の性」と「心の性」との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇心の目にさらされたりして苦しんでいる人がいます。また、男性が男性を、女性が女性を好きになることに対しても偏見や差別があり学校でいじめられたり、職場に居づらくなることさえあります。

このような性的マイノリティを理由とする差別的な扱いについては、日本でも人権としての認識が高まってきています。令和4(2022)年には、性的マイノリティに対する理解を広めるための施策の推進に関する「LGBT理解増進法」が制定されました。

県では、令和5(2023)年8月に性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度として、「長野県パートナーシップ届出制度」が施行されました。

市では、本制度に対応した各種の行政サービスを提供し、パートナーシップの届出をされた方への支援を行っています。

「人権と暮らしについての意識調査」では、性的指向及び性同一性障害に関しどのような人権問題が起きているか聞いたところ、「あると思う」「どちらかと言えばあると思う」の回答が72.4%ありました。具体的には「差別的言動」や「家族や知人に理解を得られないこと」など、「性的指向及び性同一性障がい者に対する理解が足りないこと」ものでした。

また、具体的に記述された意見では「よくわからない」「そういう人に会ったことがない」という回答が多く見られました。このことから、身近な人権問題として意識している方が少ないことが伺えます。

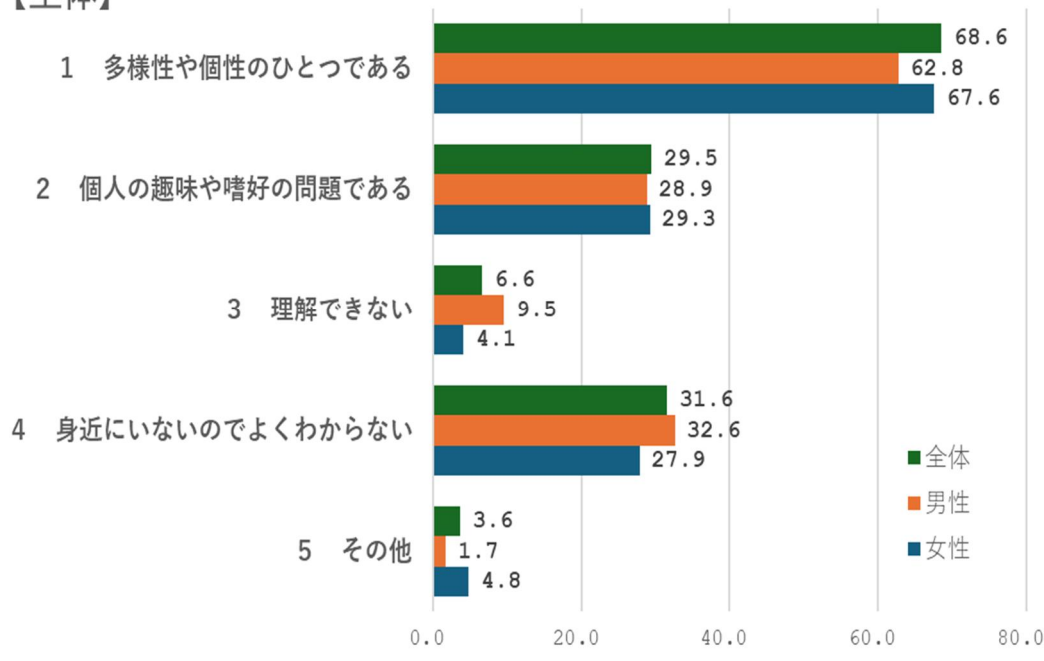
そのため、社会生活の様々な場面で人権侵害が生じています。そのため、差別や偏見を恐れて、カミングアウトすることができない現実があります。カミングアウトした場合でも、それを受け入れる側がきちんと受け止める対応ができなかったり、打ち明けられたことを他言してしまうアウティングをという人権侵害も起こっています。

今後は、さまざまな場を通して、性的マイノリティの正しい知識や理解を持ってもらえる取り組みを行っていく必要があります。

また、思春期に性に対する自認意識が起こりやすいということからも、義務教育の中で性的マイノリティに対する理解を深める教育や対応がより強く求められています。

あなたは、LGBTQ（性的マイノリティ）についてどのようなイメージをお持ちですか。（複数回答可）
（回答者数 565 人、回答件数 742 件、「人権と暮らしについての意識調査」）

【全体】



（２）施策の方向

ア 多様な性への認識・理解の推進

性的マイノリティの方々が抱える様々な問題解決に向けて、多様な性についての認識や理解を深め、尊重することができる社会の実現を目指します。

イ 関係機関・団体との連携

当事者が抱える悩みや問題の解決に向けた施策について、関係機関・団体と連携し、様々な取り組みを推進します。

ウ 専門機関や関係者と連携した相談体制の充実

当事者やその関係者からの様々な相談に適切に対応するため、専門支援機関や医療関係者等と連携して相談体制の充実に努めます。

エ 教育・啓発の連携

多様な性に対する理解を進める教育、啓発活動を推進します。

オ パートナーシップ制度の周知

性的マイノリティの方が大切なパートナーと共に、その人らしい人生を送ることができるよう、生活上の障壁を取り除くことをめざした「長野県パートナーシップ制度」を準用するとともに、制度の周知を図ります。

8 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

誰もが犯罪被害者となる可能性があることを踏まえ、近年、犯罪被害者やその家族等がおかれる厳しい社会状況や心理手的状況に対する関心が高まっています。

国では、平成 16(2004)年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、これに基づく「犯罪被害者基本計画」により、犯罪被害者等の権利利益の保護を図っています。

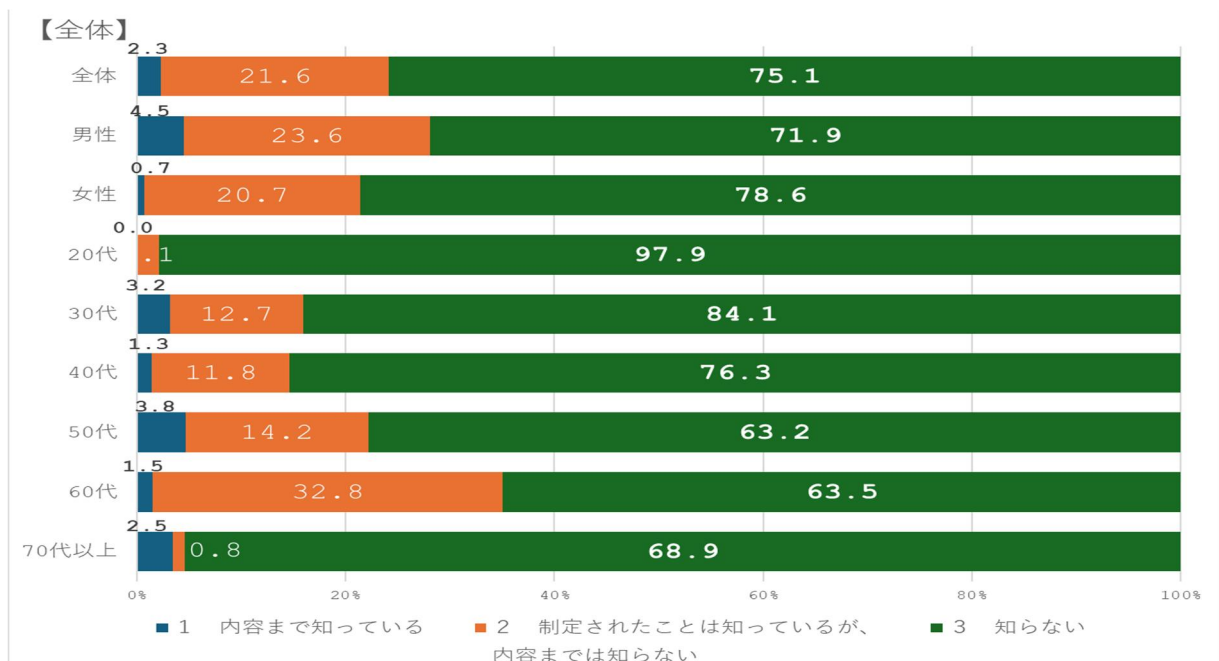
県においては、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するため、「長野県犯罪被害者等支援条例」を令和4(2022)年に制定しました。

市では、令和5(2023)年 10 月に「東御市犯罪被害者等支援条例」を制定し、市民に一番身近な自治体としての取り組みとして、犯罪被害者等に対する支援情報の提供、日常生活支援等の提供、経済的負担の軽減を図るため、「東御市犯罪被害者等支援金支給要綱」・「東御市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱」を定め、庁内、庁外の関係機関等と連携しながら運用を進めていくこととしました。

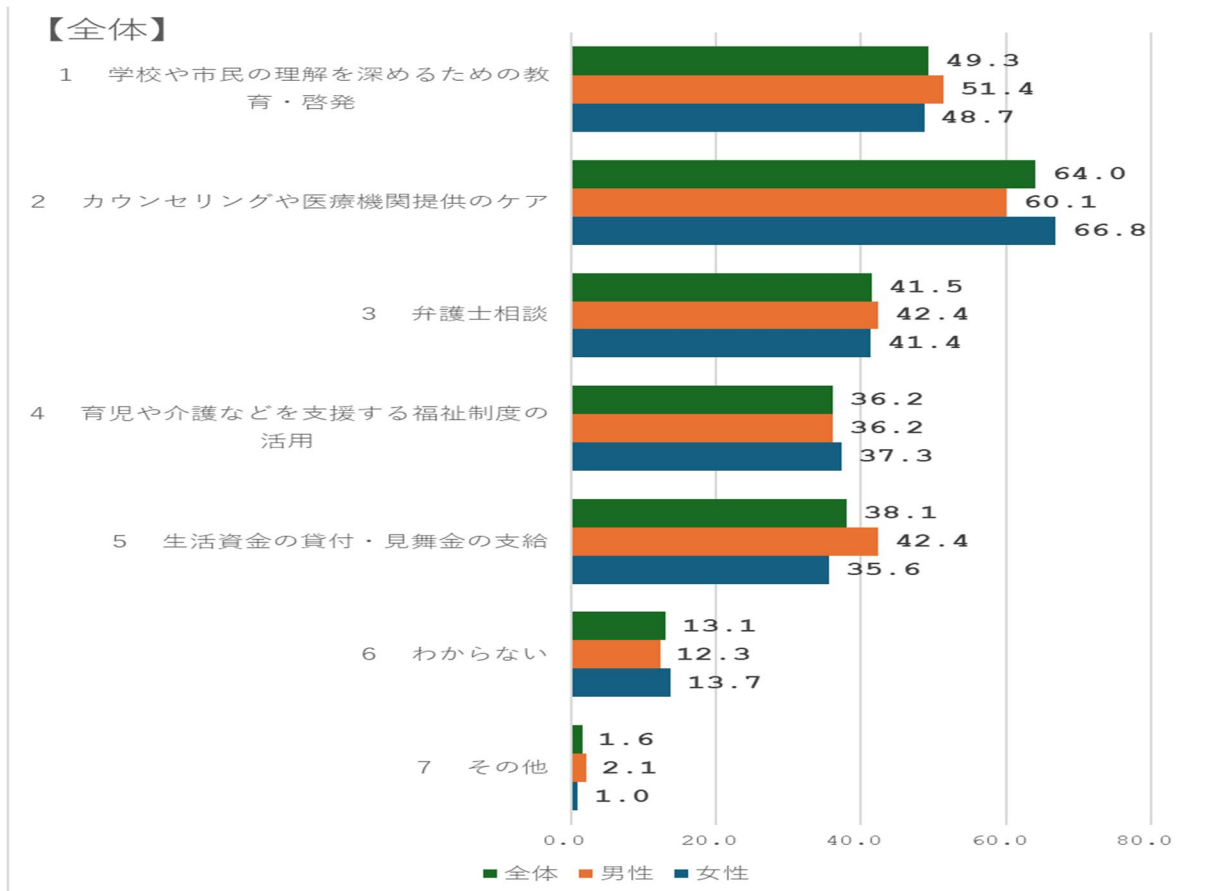
犯罪被害者やその家族等は、生命や身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害を受けたことによる精神的なショック、周囲のうわさ話、報道機関の過度の取材等による苦痛といった二次的な被害も受けています。また、その状況から、自ら被害を訴えることが困難なこともあり、犯罪被害者やその家族等の立場に立って人権を守っていく取り組みが必要です。

東御市では、令和5年 10 月に「東御市犯罪被害者等支援条例」を制定しましたが、ご存じですか。

(回答者数561人「人権と暮らしについての意識調査」)



犯罪被害者への支援として、今後、どのような取り組みの充実が必要だと思いますか。あなたのお考えと合うものすべてに○をしてください。（複数選択可）
（回答者数565人、回答件数1351件、「人権と暮らしについての意識調査」）



（２）施策の方向

ア 条例・制度の周知

意識調査の結果から、本条例について知らない市民の割合が高いことから、条例制定の周知に努めます。

イ 教育・啓発の推進

関係機関等と連携し、犯罪被害者やその家族等に対する理解を深め、人権を守る対応ができるよう、学習・啓発活動を行います。

ウ 必要かつ支援の迅速・公正で途切れることのない支援

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供します。

エ 支援・相談体制の充実

市と関係機関等による相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等が安心して相談ができる体制の充実に努めます。

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

スマートフォンなどの普及によって、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、インターネットによる人権侵害は深刻な社会問題となっています。

また、インターネットによる人権侵害は「部落差別解消推進法」の成立の背景となった人権課題でもあります。

SNSなどに一度掲載された誹謗中傷や人権侵害に関わる情報は短時間で広範囲に広がり、完全に削除することが不可能となります。間違った情報を正しく判断できないことによる差別や偏見の拡散は人生をも狂わす危険性があります。

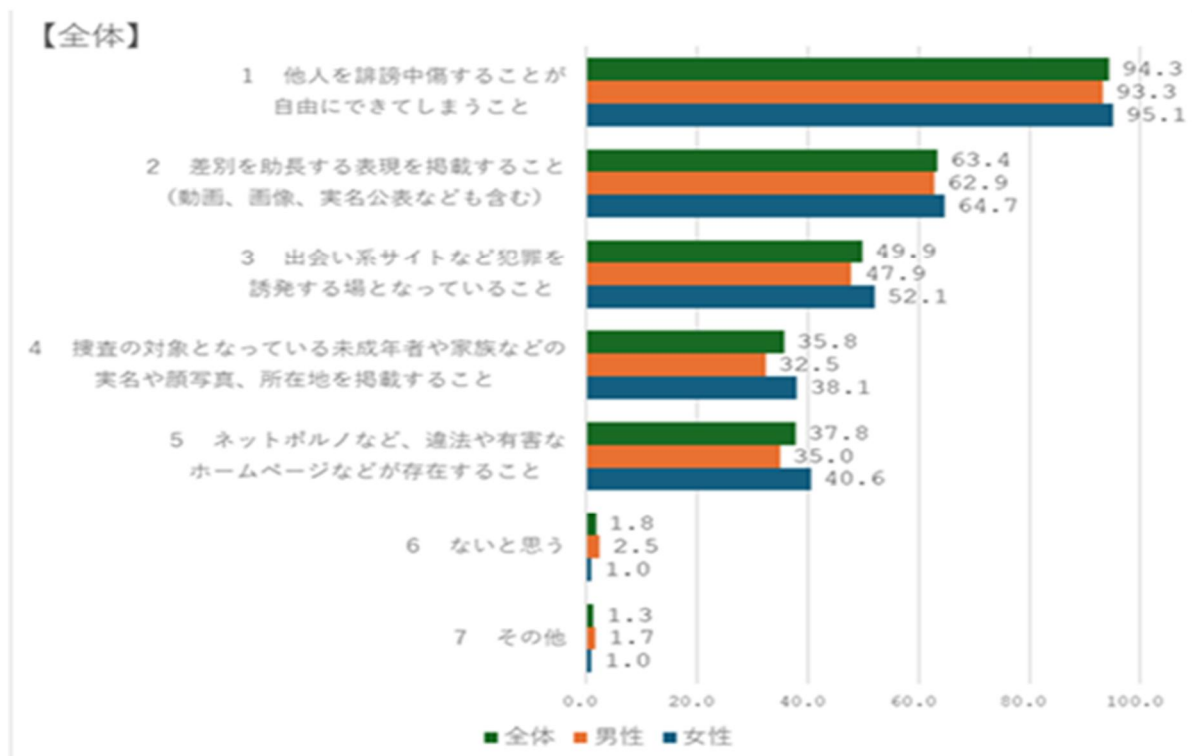
インターネットによる人権侵害は、誰もが一瞬のうちに加害者にも被害者にもなり得るという恐ろしさもあり、しかもあらゆる人権問題で起こり得る問題です。

国では、インターネット上の違法・有害情報に迅速に対応することを目的として、令和7(2025)年4月に従来の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、「プロバイダ責任制限法」という。)を改正した「情報流通プラットフォーム対処法」を施行しました。これによって、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害の被害回復が実効的に行われるよう、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務化といった法整備が進んでいます。

これからは様々な人権問題において、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるため、インターネットとの関連にも触れていく学習や啓発を行っていく必要があります。

また、プライバシーの問題については、戸籍や住民票の不正取得による人権侵害も起きています。本市では、平成16(2004)年施行の「東御市個人情報保護条例」及び平成25(2013)年施行の「東御市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱」に基づき個人情報等の適正な取扱いに努めています。

あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。（複数回答可）
（回答者数 565 人、回答件数 2,482 件、「人権と暮らしについての意識調査」）



（２）施策の方向

ア 関係機関・団体との連携

プライバシーや名誉を傷つける情報はもとより、差別を助長、誘発し人権を侵害する事象に対しては、法務局をはじめとする関係機関・団体と連携し、問題の解決を図ります。

イ ネットリテラシーの習得の推進

一人ひとりがネットリテラシーを習得し、正しい理解や認識を深めるための教育、啓発活動を推進します。

ウ 学校教育での人権意識の育成

学校教育において、ネットリテラシー教育の中で人権に関わる意識を育てます。

エ 教職員・市職員の人権意識の育成

個人情報扱うことの多い教職員や市職員には、セキュリティ研修を位置づけ、情報漏洩を起こすことのないようにしていくとともに、インターネットでの人権問題について敏感に対応できる意識を育てていきます。

オ 本人通知制度の普及促進

住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図るため、事前登録による本人通知制度の普及に努めます。

10 その他の人権問題

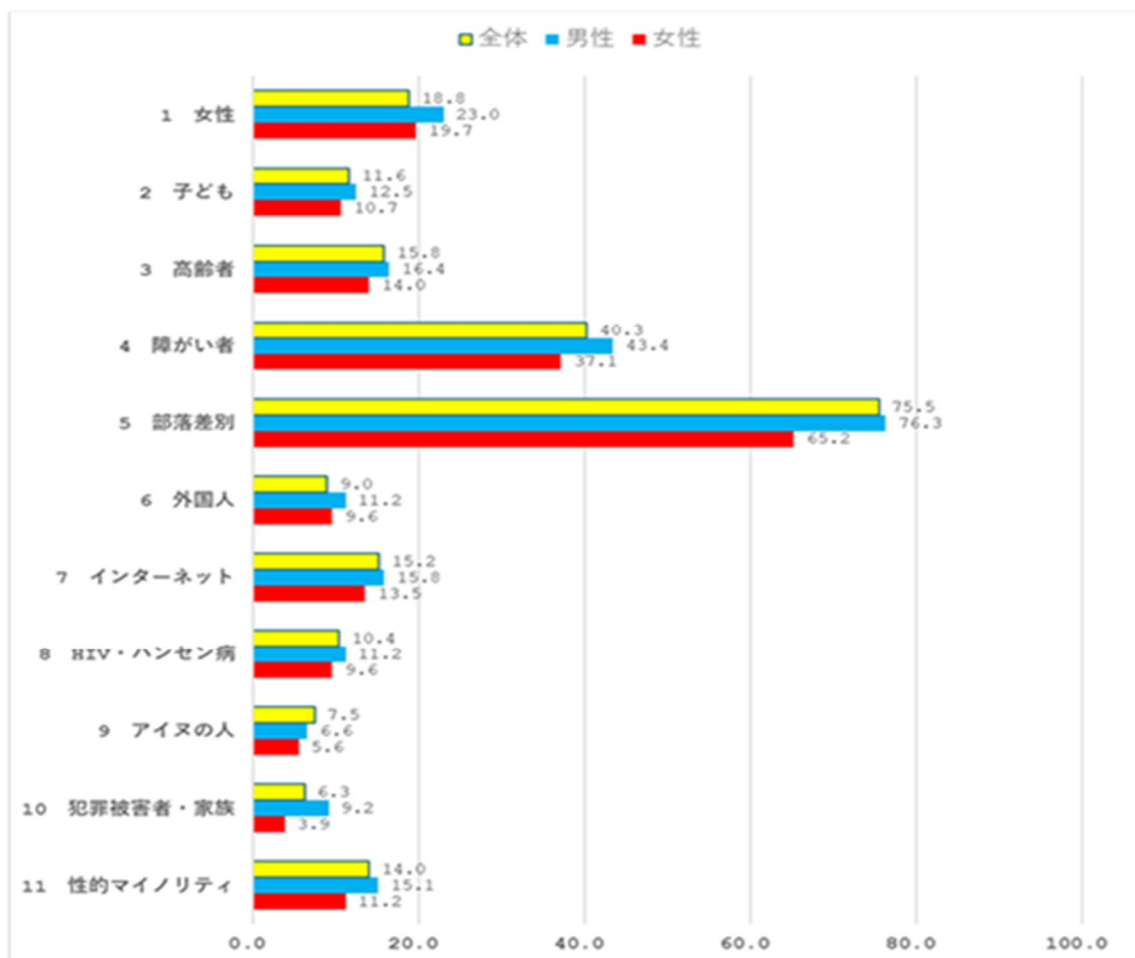
(1) 現状と課題

アイヌの人々、ハンセン病元患者、刑を終えて出所した人、婚外子、北朝鮮当局によって拉致された被害者、災害に遭われた方等に対しての誤った知識、無理解による多くの人権問題が発生しています。

また、エイズ、HIV感染症や新型感染症などにおいては、病気の正しい知識の欠如が患者や家族、医療関係者やその家族への偏見を生み出しています。さらに、医療現場における患者等の人権尊重が課題としてあり、医学や遺伝子工学など科学技術の進歩により、人の尊厳に関わる新たな人権問題が生み出される可能性があります。

何よりも様々な人権課題について、正しい知識を持ち、偏見を取り除いていく必要があります。

(人権について学習会等を受けたことがある方に対して)
どのような人権問題の学習会などに参加しましたか。(複数回答可)
(回答者数 344 人、回答件数 748 件、「人権と暮らしについての意識調査」)



(2) 施策の方向

ア 教育・啓発の積極的推進

それぞれの人権を尊重する姿勢が問われていることから、市民への正しい知識の普及と偏見を解消するための教育・啓発を積極的行います。

イ 複合的な人権問題の教育・啓発

新たな感染症や災害が発生した際には、さまざまな差別や偏見が起きてきます。こうした差別や偏見は、部落差別やハンセン病などの人権問題と共通する人権意識が浮き彫りとなってきます。こうした点を踏まえ、他の人権問題と関連付けた教育・啓発も行っていきます。

ウ 支援・相談体制の充実

様々な偏見からくる差別や人権問題に対して関連機関等との連携を図り、支援・相談体制の充実に努めます。

資料

用語解説

【LGBT・LGBTQ】

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す言葉の一つとして使われることもある。

- ・Lesbian(レズビアン): 女性の同性愛者(心の性が女性で恋愛対象も女性)
- ・Gay(ゲイ): 男性の同性愛者(心の性が男性で恋愛対象も男性)
- ・Bisexual(バイセクシャル): 同性愛者(恋愛対象が女性にも男性にも向いている)
- ・Transgender(トランスジェンダー): 「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人
- ・(クエスチョニング): 自身の性のあり方が定まっていない、分からない、またはあえて決めない人

【LGBT理解増進法】

LGBT などの性的少数者(性的マイノリティー)に対する理解を広めるための施策の推進に関する基本理念を定め、基本計画の策定などの必要な事項を定めるための法律。正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。2023 年 6 月公布。

【SOGI】

英語の「Sexual Orientation」と「Gender Identity」の頭文字を取って作られた略語。日本語で「性的指向」と「性自認」のこと。

【アライ】

英語の「同盟、支援」を意味する「ally」を語源とする言葉。性的マイノリティの人々を理解し、支援する人々のこと。またはその考え方を指す。アライ自身は性的マイノリティではない。

【えせ同和行為】

部落差別(同和問題)を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為のこと。部落差別(同和問題)の解決を阻む要因の一つ。

【こどもの権利条約】

正式名称は「児童の権利に関する条約」。児童(18 歳未満の者)の権利について定める国際条約。1989 年 11 月 20 日に国連総会で採択され、1990 年 9 月 2 日に発効し、日本国内では 1994 年 5 月 22 日から効力が発生した。

【婚外子】

法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれたこどものこと。法律上は「非嫡出子」と表現される。生計を共にしている事実婚であったとしても、両親が法律上の夫婦でない場合、生まれたこどもは婚外子である。

【障害者差別解消法】

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として2013年6月に制定された法律。行政機関や事業者に対して、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で障害者の求めに応じ合理的配慮をすることを定めたもの。

【人権保育】

乳幼児期に行う人権教育の一種。様々な活動を通じて、こどもが自分自身もかけがえのない存在であることを認め、お互いの個性・存在を尊重し合える関係を築いていくもの。

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】

人権尊重の緊急性に関する認識の高まりと不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他の人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、国と地方公共団体、国民の責務を明らかにし、基本計画の策定と政府による国会への年次報告、国による地方公共団体への人権擁護に関する事業の委託などの方法による財政措置などを定めたもの。2000年11月19日に成立。

【スクールソーシャルワーカー(SSW)】

児童生徒が抱える生活上の問題(いじめ、不登校、虐待、貧困など)の解決に向けて、児童生徒本人や家庭、学校、そして地域や関係機関と連携し、専門的な知識と技術で支援を行う専門職。社会福祉学をベースに、児童生徒を取り巻く「環境」に働きかけることで、こどもたちの生活の質(QOL)の向上を目指す。

【スクールカウンセラー】

学校現場において児童生徒、保護者、教職員の心のケアを専門知識を活かして行う専門家。いじめや不登校、人間関係の悩みなど幅広い問題に対して、カウンセリングや助言、心のケアを行い、安心した学校生活が送れるようサポートをする。また、教職員への研修や講話、事件・事故発生時の心のケア、関連機関との連携なども担当する。

【性自認】

自分がどの性別であると感じているか、「こころの性」を示す概念。

【性的指向】

恋愛感情や性的感情の対象となる性別についての指向であり、誰を好きになるか、または誰には性的に惹かれられないかを示す概念。

【世界人権宣言】

正式名称は「人権に関する世界宣言」。1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択された、すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言。

【多文化共生】

国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員としてともに生きていくこと。

【地域包括ケアシステム】

高齢者などの生活上の安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、サービス利用者の選択に基づき、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できる体制をもつシステム。

【同和対策事業特別措置法】

歴史的・社会的理由により生活環境や地位の向上が阻害されている同和地区の住民に対し、差別や偏見をなくし、生活の安定や社会的・経済的地位の向上を図ることを目的として、1969年に制定された法律。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力を指し、身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力、そしてこどもへの暴力など、多様な形態がある。

【ネットリテラシー】

「インターネット・リテラシー」を短縮した言葉で、インターネット上の様々な情報を正しく理解し、適切に判断、情報発信ができる能力を指す。

【ノーマライゼーション】

1950年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者も健常者と同様の生活ができるように支援するべきという考え方。

【パートナーシップ制度】

同性婚が法的に認められていない日本において、自治体が性的マイノリティのカップルなどの関係性を公に証明する制度。

【バリアフリー】

高齢者や障害者だけでなく、誰もが社会生活を送る上で障壁（バリア）となる物理的・制度的・心理的・情動的な問題をなくし、利用しやすくする取り組みのこと。

【ヘイトスピーチ】

特定の民族や国籍の人々に対し、その出身であることのみを理由に、日本社会から排除しようとしたり、危害を加えようとしたりする差別的な言動のこと。

【ヘイトスピーチ解消法】

2016年6月3日に施行され、特定の本邦外出身者に対する差別的言動を解消することを目的とした法律。正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。

【マイノリティ】

ある集団において数の上では少数である人々、あるいは「社会的少数者」を指す言葉。

【マジョリティ】

社会的に強い発言力や権力を持つ立場にあり、差別や偏見に遭わずに済んでいる人々を指す言葉。

【ユニバーサル社会】

年齢、性別、障害、文化などの違いに関わらず、誰もが安心して暮らせ、地域社会のあらゆる活動に参加し、能力を最大限に発揮できる、共生と共助の社会のこと。

【ワークライフバランス】

仕事と家庭生活、地域活動、趣味、自己啓発などの「仕事以外の生活」の調和が取れている状態を指す。

東御市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 12 月 28 日

条例第 185 号

改正 令和 3 年 3 月 30 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）その他の差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題を解決するため、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進する施策の基本となる事項を定め、もって差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第 4 条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 教育啓発その他の人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 相談に的確に応ずるための体制に関すること。

(4) 部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第 1 項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第 5 条 基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員 15 人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例（平成 16 年東御市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 3 年 3 月 30 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成 16 年 12 月 28 日

規則第 107 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東御市人権尊重のまちづくり条例（平成 16 年東御市条例第 185 号）第 5 条第 6 項の規定により、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第 4 条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(守秘義務)

第 5 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民生活部人権同和政策課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 7 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平和と人権を守る都市宣言

平成 29 年 3 月 1 日

一人ひとりの人権が尊重される、争いのない世界の実現は、人類共通の願いです。
わたしたちは、平和を愛する世界の人々とともにその願いを実現するため、次のことを
提唱し、ここに東御市を「平和と人権を守る都市」とすることを宣言します。

- 1、戦争の歴史を学び、核兵器の廃絶を訴え、平和を推進するために行動します。
- 1、人種、民族、宗教、いかなる違いも越え、互いに尊重し、思いやりの心と勇気をもつて、だれもがその人らしく生きられる社会をめざします。
- 1、自然と共存し、平和で安全安心な地域づくりを進めます。

平成 29 年 3 月 1 日宣言

東御市犯罪被害者等支援条例

令和 5 年 9 月 25 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有し、居住し、勤務し、在学し、又は市内において活動を行う者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (9) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体及びその他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

5 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(支援体制の整備)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第8条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第10条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅（東御市営住宅等に関する条例（平成16年東御市条例第151号）第2条に規定する市営住宅をい

う。)への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第 13 条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第 14 条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第 15 条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育その他の必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 16 条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(東御市営住宅に関する条例の一部改正)

2 東御市営住宅に関する条例（平成 16 年東御市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

東御市犯罪被害者等支援金支給要綱

令和 5 年 9 月 25 日

告示第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東御市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年東御市条例第 16 号）第 14 条の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、予算の範囲内で東御市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡したときにおいて次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
 - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が 1 か月以上で、かつ、3 日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が 1 か月以上で、かつ、3 以上の労務に服することができない程度であることを要する。）ものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者及びこれに類する者であると市長が認める者をいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類、支給額及び支給対象者)

第 3 条 支援金の種類、支給額及び支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、支給対象者は長野県犯罪被害者等支援条例（令和 4 年長野県条例第 10 号）第 18 条に規定する給付金（以下「県給付金」という。）の支給の決定を受けている者に限る。

種類	支給額	支給対象者
遺族支援金	30 万円（既に重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては 20 万円）	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第 1 順位遺族（次条第 1 項及び第 4 項の規定による第 1 順位の遺族をいい、重傷病支援金の支給を受けた後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。）であって、当該犯罪行為が行われたとき市民であった者その他市長が認める者
重傷病支援金	10 万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われたとき市民であったものその他市長が必要と認める者

（遺族の順位）

第 4 条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第 2 条第 4 号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、当該子は、当該子の母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては第 2 条第 4 号イと、その他のときにあつては同号ウとみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 順位遺族が遺族支援金の申請をしない場合又は第 1 順位遺族が遺族支援金の支給対象者でない場合は、第 2 順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

（支援金の支給の申請）

第 5 条 遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「遺族支援金支給対象者」という。）は、東御市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書（様式第 1 号）及び犯罪被害申告書（様式第 2 号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 遺族支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市民であることを証明する書類

(3) 遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4) 遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の

原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

- (5) 遺族支援金支給対象者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
 - (6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類
 - (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、東御市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
 - (8) 県給付金を受けていることを証する書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 重傷病支援金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下「重傷病支援金支給対象者」という。）は、東御市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書兼請求書（様式第4号）及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。
- (1) 重傷病に該当することが証明できる受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記した医師の診断書。ただし、犯罪被害による精神疾患である場合は、労務に服することができない日数を記載したもの。
 - (2) 重傷病支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市民であることを証明する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しない。
- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金を受給する立場であった場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合
 - イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合
 - ウ 当該犯罪行為が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合
 - （ア）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合
 - （イ）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合
 - （ウ）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号

に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、東御市暴力団排除条例（平成24年東御市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

（申請期限）

第6条 前条の規定による申請（重傷病支援金の支給を受けた者が、遺族支援金の支給を受ける場合における申請を含む。）は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（支給の決定等）

第7条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、速やかに、東御市犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。

3 市長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、第1項に規定する支援金を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）後においても適用があるものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、支給決定を受けた者がこの告示に定める支援金の支給の資格を有しないことが判明したとき又は偽りその他不正の手段により当該支給決定を受けたと認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第9条 前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の支給を受けた者は、市長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

東御市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

令和 5 年 9 月 25 日
告示第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東御市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年東御市条例第 16 号）第 12 条の規定により、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者及びその家族が受ける日常生活の支援に要する費用に対して、予算の範囲内で東御市犯罪被害者等日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）

イ 犯罪被害者の 2 親等以内の親族

(5) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の 2 親等以内の親族

(6) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が 1 か月以上で、かつ、3 日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が 1 か月以上で、かつ、3 日以上労務に服することができない程度であることを要する。）ものをいう。

(7) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者及びこれに類する者であると市長が認める者をいう。

(対象者)

第 3 条 この助成金の交付対象となる者は、次条の表に規定する支援を受けるとき及び第 6 条に規定する申請をする時において、市民である者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とし、この助成金の交付対象となる者は長野県犯罪被害者等支援条例（令和 4 年長野県条例第 10 号）第 18 条に規定する給付金（以下「県給付金」という。）の支給対象となる者に限る。

(1) 犯罪被害者

(2) 遺族

(3) 家族

(助成の種類、助成の内容及び助成の額等)

第4条 助成の種類、助成の内容、助成の額等は、次のとおりとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする遺族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人。以下「助成金交付対象遺族」という。）は、東御市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）

(2) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(3) 助成金交付対象遺族が申請時において、市民であることを証明する書類

(4) 助成金交付対象遺族の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(5) 助成金交付対象遺族が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする犯罪被害者又は家族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人）は、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが証明できる受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記した医師の診断書。ただし、犯罪被害による精神疾患である場合は、労務に服することができない日数を記載したもの。

(2) 犯罪被害者又は家族が申請時において、市民であることを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、第1項各号又は前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

4 市長は、次に掲げる場合には、助成金を交付しない。

(1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者等と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつたとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で助成金の交付を受けることができる立場であつた場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であつて、その加害者に対し

同法第 10 条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合

（ア）児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待と認められる場合

（イ）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待（同条第 4 項第 2 号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

（ウ）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待（同条第 6 項第 2 号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

（2）犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

（3）犯罪被害者等が、東御市暴力団排除条例（平成 25 年東御市条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第 1 号に規定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

（4）前 3 号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（申請期限）

第 6 条 前条の規定による申請の期限は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から 1 年以内（精神疾患である場合は、医師の診断があった日から 1 年以内）とする。

2 前項の規定にかかわらず、カウンセリング等支援を受けた者が行うカウンセリング等支援に係る申請の期限は、当該カウンセリング等支援の最終実施日から起算して 1 年以内とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、転居支援に係る 2 回目の申請の期限は、1 回目の転居日から起算して 1 年とする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（交付の決定等）

第 7 条 市長は、第 5 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、速やかに、東御市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。

3 市長は、第 1 項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、第 1 項に規定する助成金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）後においても適用があるものとする。

（交付決定の取消し）

第 8 条 市長は、交付決定を受けた者がこの告示に定める助成金の交付の資格を有しないことが判明したとき又は偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第9条 前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は、市長が定める日までに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

日本国憲法〔抜粋〕

昭和 21 年 11 月 3 日公布

第 11 条【基本的人権の享有】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条【法の下での平等・貴族の禁止・栄典】

1 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条【思想及び良心の自由】

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 24 条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

1 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条【生存権・国の社会的使命】

1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条【教育を受ける権利・教育の義務】

1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条【勤労の権利及び義務・勤労条件の基準・児童酷使の禁止】

1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 97 条【基本的人権の本質】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日 法律第 147 号

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動いい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

世界人権宣言（抜粋）

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第十一条

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十六条

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1. すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2. すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十五条

1. すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

水平社宣言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の惡夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が來たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦る事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光りあれ。

大正十一年三月三日
全國水平社創立大會

東御市人権施策の基本方針・基本計画策定の経緯

開催日	会議・実施事項当	内 容
令和6年7月 12 日	令和6年 第1回東御市人権尊重の まちづくり審議会	・「人権と暮らしについての意識 調査」概要説明
8月 20 日～ 9月 24 日	「人権と暮らしについての 意識調査」	・20 歳以上の市民 2,000 人対象 回答者 565 人 回答率 28.3%
11 月 18 日	第2回東御市人権尊重の まちづくり審議会	・意識調査の経過報告
令和7年7月 30 日	令和7年度 第1回東御市人権尊重の まちづくり審議会	・意識調査の集計報告 ・人権施策の基本方針・基本計画 の見直しについて
10 月 23 日	人権尊重のまちづくり審議会 幹事会	・素案内容打ち合わせ
11 月 6 日	第2回東御市人権尊重の まちづくり審議会	・意識調査報告 ・人権施策の基本方針・基本計画 素案について ・諮問
12 月 1 日	庁議	・素案概要、 パブリックコメント実施について
12 月 3 日	12 月議会全員協議会	・素案概要、 パブリックコメント実施について
12 月 10 日～ 令和8年1月 8 日	パブリックコメント	
2月 17 日	第3回東御市人権尊重のまち づくり審議会	・パブリックコメントの結果について ・人権施策の基本方針・基本計画 案について ・答申案について
3月 10 日	「東御市人権施策の基本方針・ 基本計画(第4回改定)」答申	

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

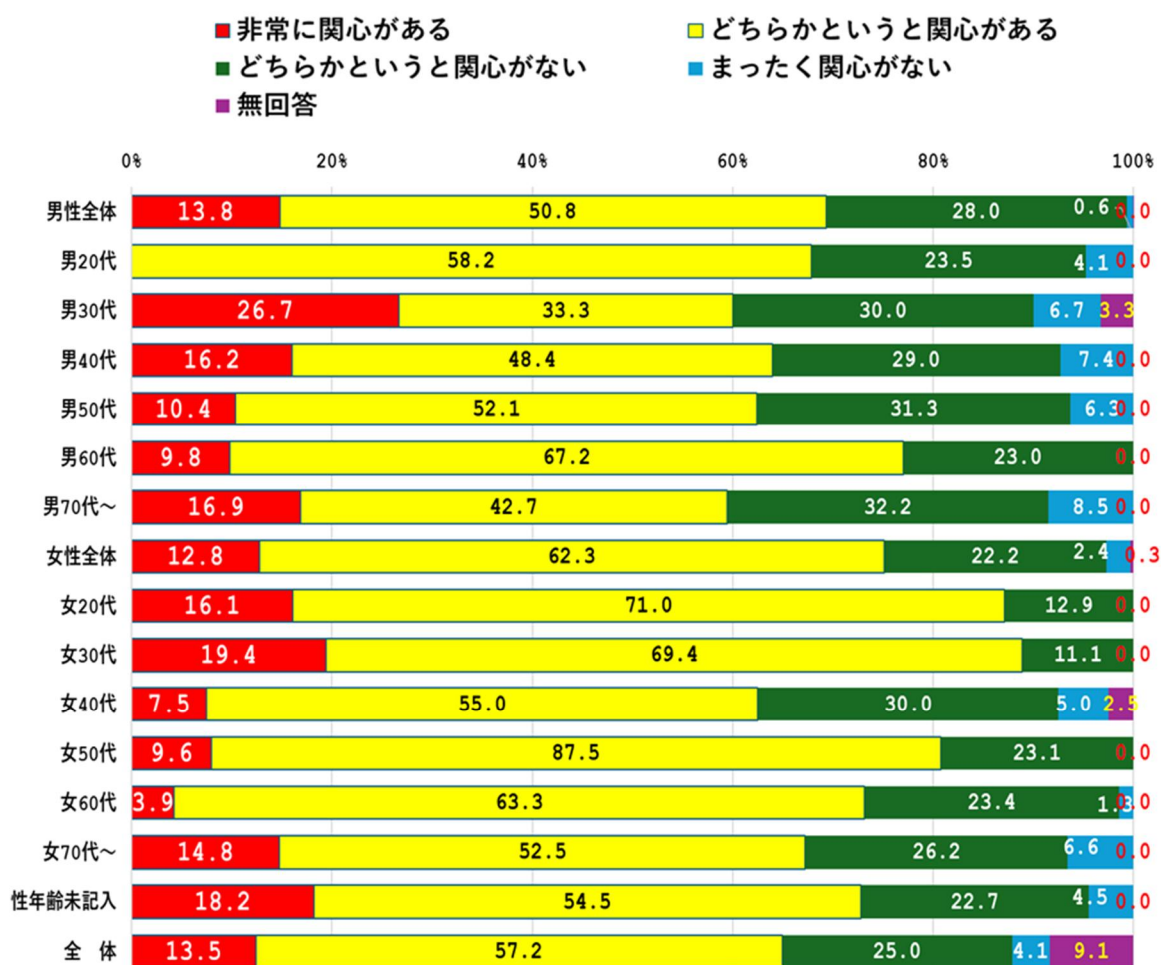
任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

職 名	氏 名	現 職 名
会 長	富岡 茂樹	人権同和教育指導委員会会長
職務代理	荻原 輝久	人権擁護委員
委 員	小林 和彦	校長会 北御牧中学校長
委 員	西藤 千代子	部落解放同盟東御市協議会長
委 員	鳴澤 恵美子	部落解放同盟東御市協議会書記長
委 員	傳田 彰	企業人権同和教育連絡協議会長
委 員	大谷 美知子	民生・児童委員協議会 和地区民生児童委員協議会長 (令和7年11月31日まで)
委 員	阿部 貴代枝	民生・児童委員協議会 (令和7年12月1日から)
委 員	高見沢 心	身体障害者福祉協会会計 兼 総務部長
委 員	小林 峯雄	シニアクラブ連合会長
委 員	野中 祐司	市 PTA 連合会会長 北御牧中学校PTA会長
委 員	三縄 雅枝	識見を有する者(女性人財バンク)
委 員	原澤 利明	公民館長
委 員	山口 千春	教育長

「人権と暮らしについての意識調査」報告（抜粋）

質問1 日本の社会では、女性、子ども、高齢者、障がい者、LGBTQ(LGBT)などの性的マイノリティ、インターネット問題、部落差別などの様々な人権問題がありますが、あなたはこうした人権問題に関心を持っていますか。（回答者数 563 人・年齢未選択者 2 人）

	非常に関心がある	どちらかというに関心がある	どちらかというに関心がない	まったく関心がない
全 体	76	323	141	23
男 性	34	126	70	7
女 性	38	185	66	1
未選択	4	12	5	1

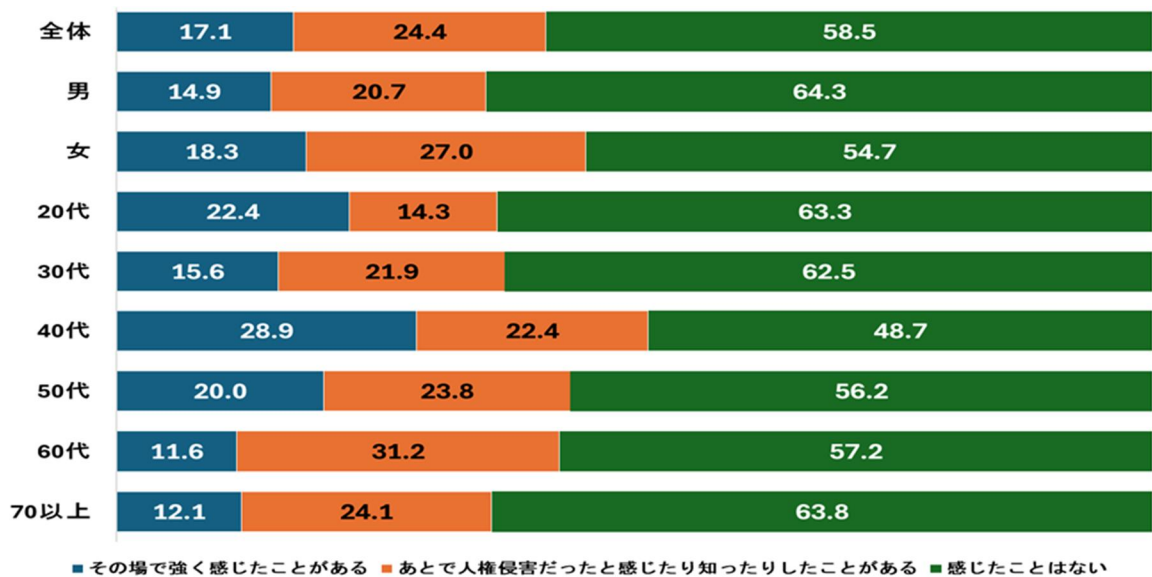


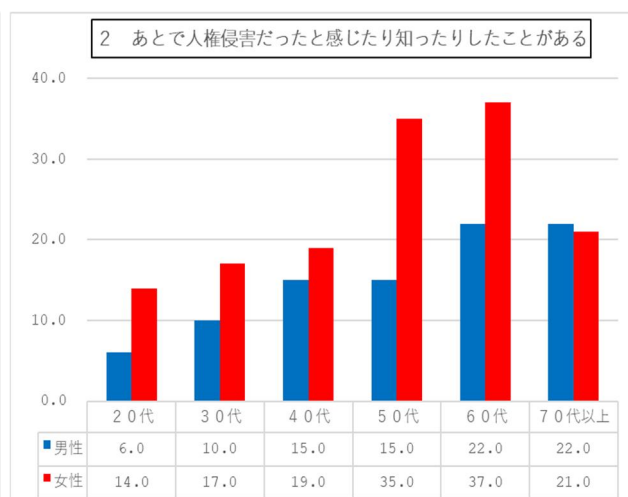
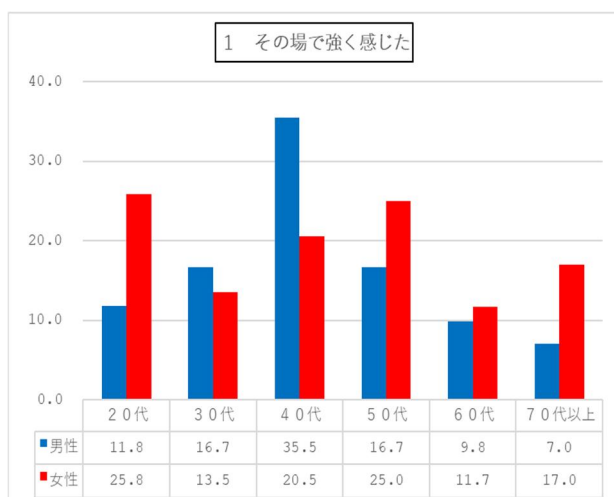
【考察】

回答者の 70.7%が「非常に関心がある」「どちらかというに関心がある」となっており、前回の 71.2%とほぼ同じとなっている。性別では、男性に比べ、女性の方の関心が高く、これは県でも同じ結果となっている。中でも市の 20 歳代、30 歳代女性の関心度は 80%近くもあり、県に比べてもかなり高いものとなっている。近年、女性に関する人権問題に対して自ら声を上げることが多くなっていることや、日常生活で差別に対して実感することが多くなっているからではないかと考えられる。またこれは、義務教育の中で様々な人権課題を学んできていることも、大事な要因と考えられる。しかし、その一方で 30%近くの方(無回答を合わせると 40%弱)の関心が薄いこと、また、仕事や育児に追われている 40 歳代、50 歳代の関心度が低いということから、こうした年代に対する取り組みを工夫していく必要がある。

質問7 あなたは、これまでに自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。あてはまるものすべてに○をしてください。(複数選択可) (回答者数 550 人:回答数件 585件)

	1 その場で強く感じたことがある	2 あとで人権侵害だったと感じたり知ったりしたことがある (新)	3 感じたことはない
全 体	94	134	322
男 性	36	50	155
女 性	53	78	158





【考察】

前回は「ある」「ない」の二択で質問している。今回は、「ある」を二択にし、さらに複数回答可としたことにより、1、2 共回答した人が 35 人いたことになる。前回では「ある」と回答した人が 32.3%であったが、今回は1と2合わせると 41.5%と高くなっている。今回も女性の方が1・2で前回より 10 ポイント程多くなっており、男女差は大きくなっている。縦棒グラフで、「その場で強く感じたことがある」を見ると、男性では 40 歳代がずば抜けて高い。40 歳代男性の職場での立場が差別を感じる環境に置かれているのではないかと考えられる。一方、40 歳代男性以外の年代では、1のその場でも2の後になっても、女性の方が差別を感じる割合が多く、しかも 50 歳代、60 歳代は他の年代よりも高いうえ、男性よりも 1.5 倍から2倍も差がある。職場、家庭、地域など様々な場で差別を感じる人が多いのではないかと考えられる。職場、家庭、地域の中での女性が置かれている立場を丁寧に考察していき、人権研修の必要性の一つとして示していくことが必要であると考えます。

質問8 質問7で、「1 その場で強く感じたことがある」か「2 あとで人権侵害だったと感じたり知ったりしたことがある」に○をされた方にお聞きします。その人権侵害はどのようなものでしたか。あてはまるものすべてに○をしてください。（複数選択可）

（回答者数237人：回答数件478件）

	1 大人になってからの悪口・うわさ・かげ口	2 学校のときのいじめや仲間はずし	3 大人になってからの仲間はずしや無視(新)	4 プライバシーの侵害(インターネットやSNSなどの方法ではなく、じかに個人情報暴露されるなど)	5 ネットやSNSによる人権侵害(誹謗中傷・差別的書き込み・個人情報公開など)(新)	6 大人になってからの暴力(身近な人以外)・脅迫・強要
全 体	99	91	42	17	11	19
男 性	36	31	10	6	2	7
女 性	58	56	30	10	8	11
	7 児童虐待(育児放棄や親のDVを見せることも含む)(新)	8 DV(ドメスティック・バイオレンス:身近な人からの暴力)	9 セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	10 パワー・ハラスメント(地位や立場の弱い立場の人への嫌がらせなど)	11 ストーカー行為(つきまとい・まちぶせ・押しかけ・うろつき・メール送信など)	12 その他
全 体	14	13	34	107	15	16
男 性	2	6	5	45	3	6
女 性	12	6	27	57	11	7

〔その他〕○幼少期。海外在住期に人種差別（50代：男性）

○目が悪くなった時、見えないしぐさをされた（70代：男性）

○部落差別。個人の名前で話され、聞いたことがある。今はない（70代：女性）

○住宅。借家と持ち家（70代女性）

○会社での“見た目”だけでの評価（40代：男性）

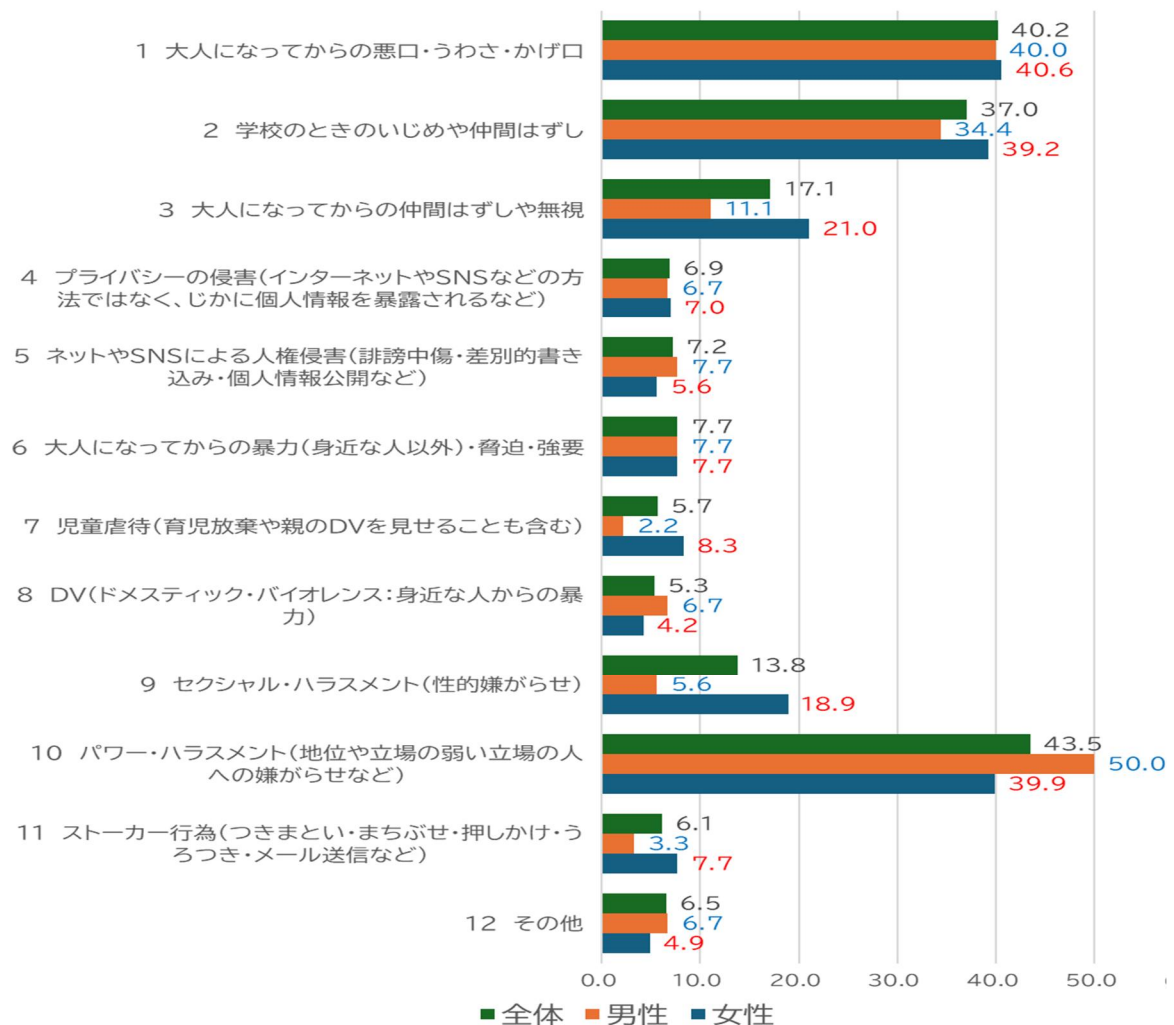
○海外在住の時、日本人という理由で思い込みの仲間外れ（40代：不明）

○人事のミーティングで、男は家庭があるから女の方が役を降りろと言われた
（60代：女性）

○マスクの強要（50代：男性） ○小学生時代の性的行為（20代：女性）

○家庭内のパワハラ（言葉の圧力、金銭的）夫（父）→妻、子どもへの
（70代：女性）

【全体】



【考察】

前回より質問項目を増やした。「仲間はずし・無視」を学校と大人に分け、「プライバシーの侵害」もネットとネット以外に分けた。また、前回なかった「児童虐待」も加えた。今回は回答率1位の「悪口・うわさ・かげ口」に「学校のときの仲間はずしやいじめ」が迫る結果となっている。しかも20歳代など若い年代の割合が高いことから、前回の調査では見えなかった学校でのいじめが今も学校で起きていることが分かる。また、46.5%と前回と同じぐらい高い比率となった「パワー・ハラスメント」は、回答者の半数近くの方が経験されていることを表しており、特に30歳代から60歳代の就労年代に多い。日本の社会では当たり前のように起きていたことが分かる。「セクシャル・ハラスメント」は、前回より全体で4.5ポイント増えているが、男女別で見ると分かるように女性の18.9%で中でも30歳代では3人に1人が経験をしているということが分かる。また、ネットでの人権侵害の経験も男性よりも女性が多いことも分かる。全体を見ても、DVとパワー・ハラスメントを除く、選択肢の9項目(その他を除く)で、女性の方のポイントが高い結果は、質問1の「関心」、質問2の「人権尊重の社会になってないと感じる」割合の女性のポイントが高いことと通ずる。

質問9 質問8に答えた方にお聞きします。そのときどのような対応をしましたか。あてはまるものすべてに○をしてください。(複数選択可) (回答者数226人:回答数件304件)

	1 だまって何もず我慢した	2 相手に抗議した	3 親や兄弟姉妹、子どもや親戚、友人など身近な人に相談した	4 学校の先生に相談した (新)	5 職場や施設の上司などに相談した (新)	6 弁護士や法務局に相談した
全 体	125	49	61	14	30	5
男 性	54	16	13	3	8	1
女 性	66	28	42	8	22	4
	7 人権擁護委員相談した	8 人権よろず相談、人権啓発センターや市役所などの行政機関に相談した	9 警察に相談した	10 人権問題に取り組んでいる運動団体等に相談した	11 その他	
全 体	0	1	3	3	13	
男 性	0	0	2	3	5	
女 性	0	1	1	0	6	

〔その他〕 ○労組に相談した (60代:男性)

○自分のことではないので聞いていた (70代:女性)

○会社でのことはハローワークに報告・相談できた (40代:男性)

○労基署に相談した (60代:男性) ○市会議員に相談した (30代:男性)

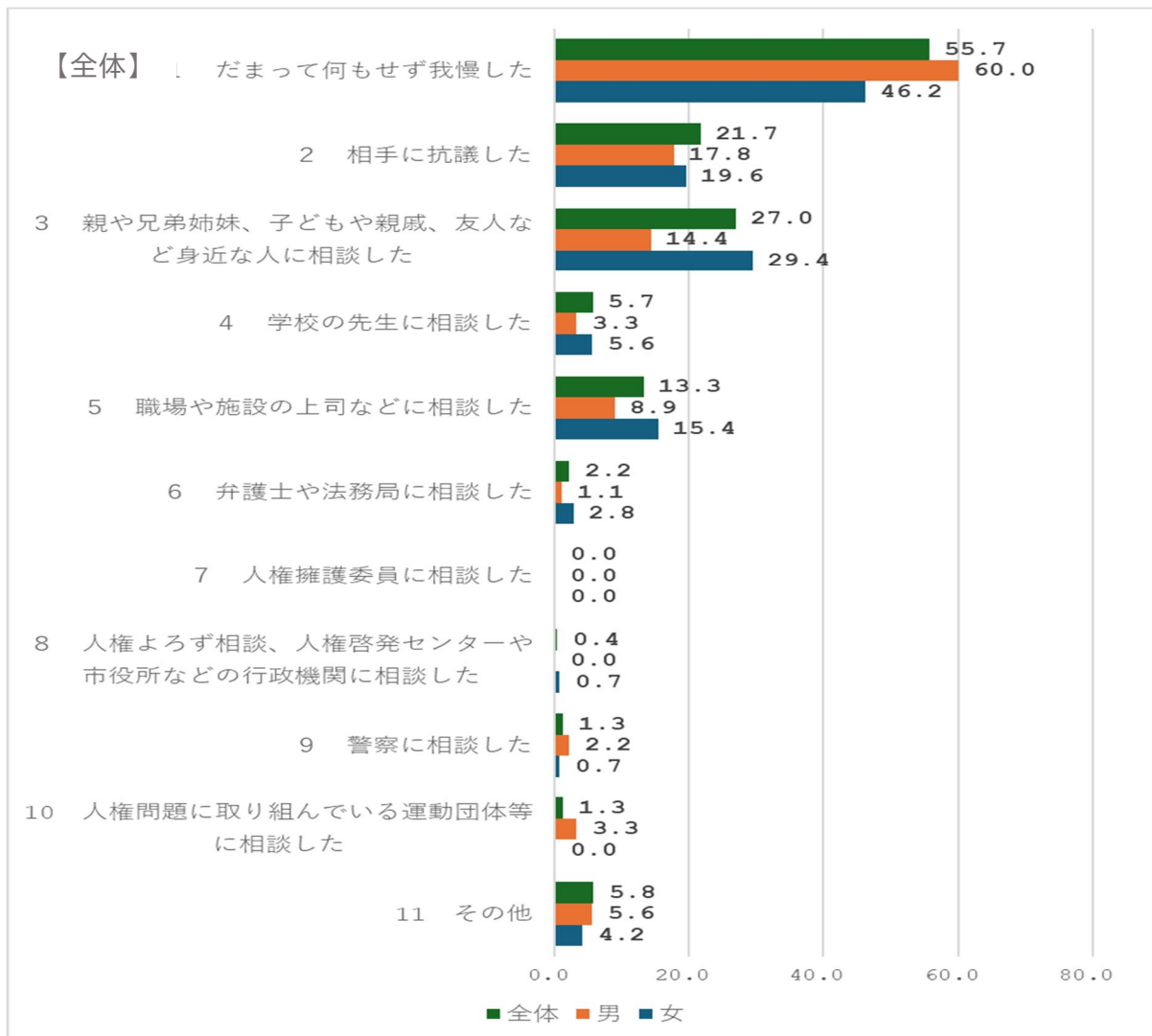
○周りの大人がおかしいことだと言ってくれた (40代:未選択)

○大人になって感じたことで、その時は何も思わなかった (60代:女性)

○相手に無視、はぐらかされごまかしをされた。親族には怖くて言えなかった。

傷つくだろうから (50代:女性)

○同僚に話した。 (50代:未選択)



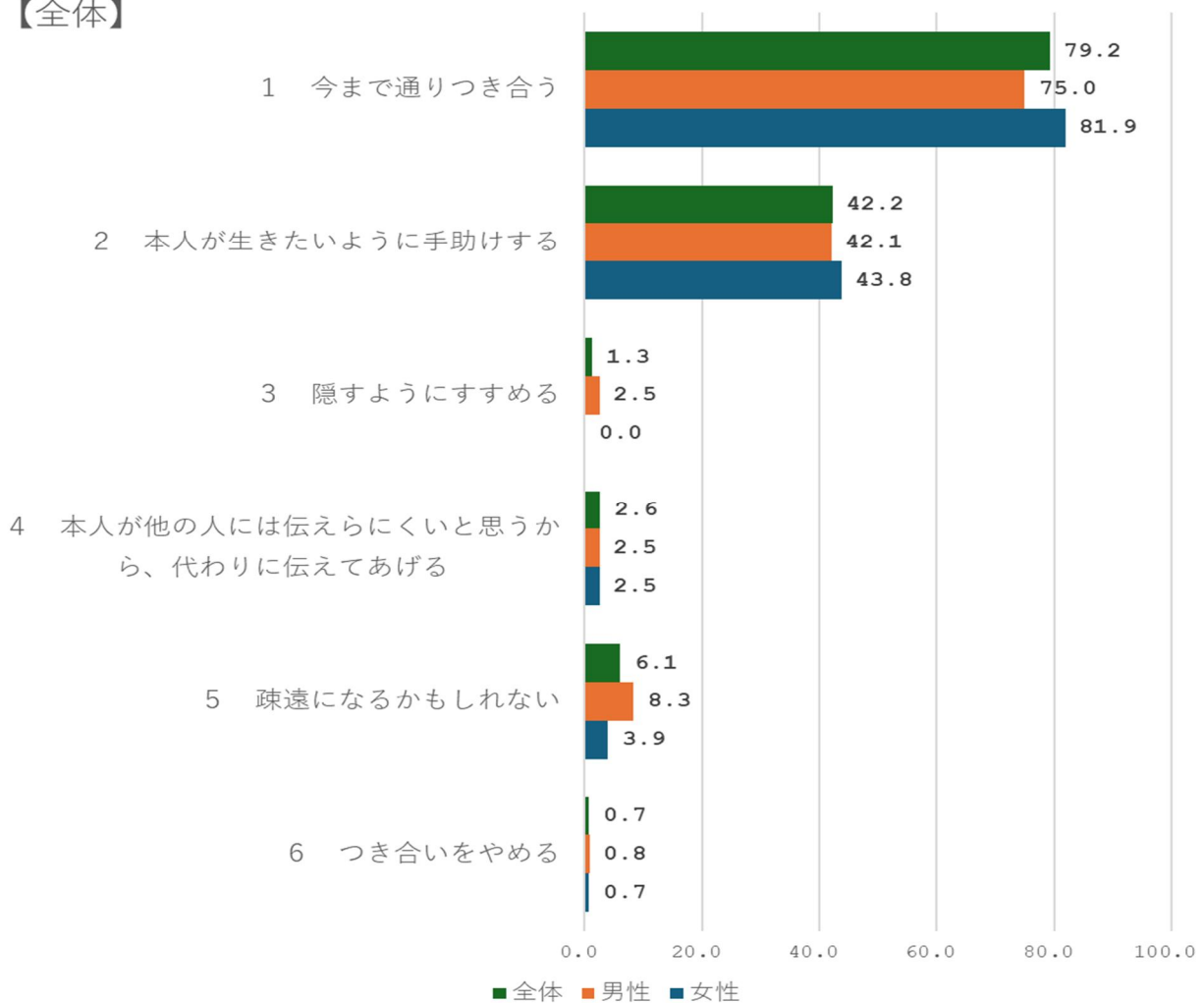
【考察】

「だまって我慢した」が55.7%と一番高い。前回より18.9ポイントも低くはなっているが、回答者の半数以上の方が「だまって我慢した」と回答したことになる。しかし、男女別年代別のグラフを見ると、「だまって我慢した」の30歳代、40歳の女性の比率は低く、その一方で「相手に抗議した」比率が他の男女の年代よりも高くなっている。しかも、選択肢3、4、5のような身近な人に相談する比率も、男性よりも女性が多い結果をみると、我慢せずに抗議ができる社会になってきていると推測できる。ただ、20歳代は男女とも「だまって我慢する」方が高く、選択肢3の家族や友人に相談するぐらいで抗議もできないでいる方が多いことがわかる。一方で、身近な方に相談はするものの、選択肢6～10のような専門家や行政・関係機関などを利用することが低いことが分かる。前はそれでも0.9%～3.1%あったが、今回は0.0%～2.2%とさらに低くなっている。特に、「人権擁護員」「行政機関」への相談が皆無に近いという結果からも、安心して相談できる窓口についてもっと市民に周知していく工夫をしていくことが求められていると考える。

質問 27 あなたが、身近な人(家族や友人)から LGBTQ(性的マイノリティ)であると打ち明けられたとき、あなたはどのようにしますか。あなたのお考えに近いものすべてに○をつけてください。(複数選択可) (回答者数565人:回答件数717件)

	1 今まで通りつき合う	2 本人が生きたいように手助けする	3 隠すようにすすめる	4 本人が他の人に伝えにくいと思うから、代わりに伝えてあげる	5 疎遠になるかもしれない	6 つき合いをやめる
全 体	430	229	7	14	33	4
男 性	180	101	6	6	20	2
女 性	230	123	0	7	11	2

【全体】



【考察】

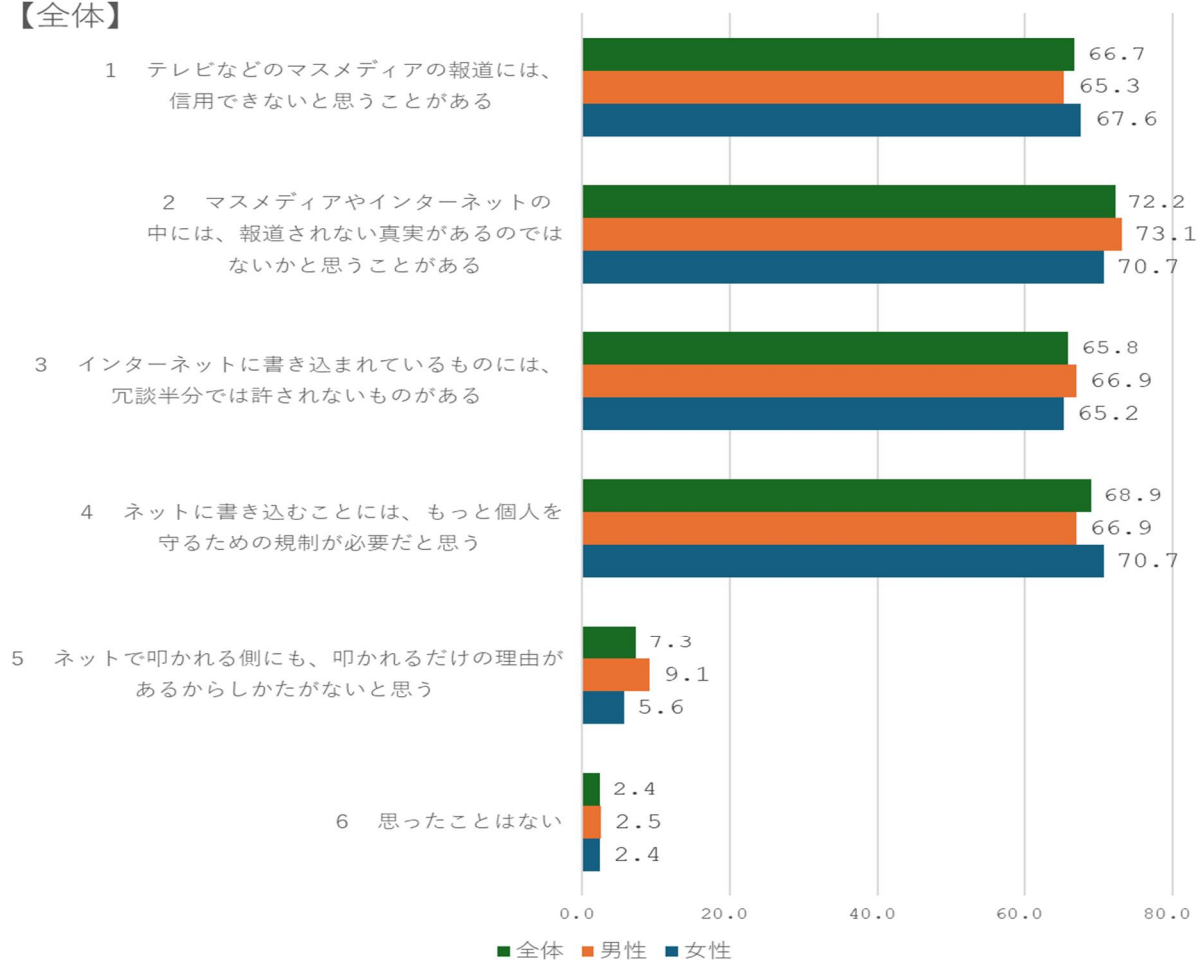
「今まで通り付き合う」が 79.2%と圧倒的に多く、「本人が生きたいように手助けをする」が 42.2%で続く結果となっている。一方で、「疎遠になるかもしれない」の項目は全体的には少ないものの、年代別に見ると年齢が上に行くほど増え、後ろ向きの意識があることが感じられる。「付き合いをやめる」でも回答者は 70 歳代だけに見られる。多様性を尊重する社会の在り方に追いついていけない、簡単にこれまでの意識を変えづらいという姿がでている結果であると考え。また、「本人が他の人に伝えにくいと思うから、代わりに伝えてあげる」は全体では 2.6%と少ないものの、20 歳代女性が 9.7%もいる。人権問題では「思いやりを大切に」という言葉がよく言われるが、思いやりは大事な心の持ちようではあるが、時としては無自覚の差別や偏見につながることを表している。質問 23 の「アライ」や「アウティング」などについて正しい理解をしていないために、自分が正しいことをしているかのような間違った判断をしてしまうことになる。「LGBTQ」を理解する機会は少ないと思えるが、打ち明けられたときなどに正しく対処できるよう、正しい知識や理解ができる取り組みを行うことが必要である。

質問 30 あなたは、今の日本のマスコミやインターネットの情報で、次のように思ったことはありますか。あなたもそう思うことすべてに○をしてください。（複数選択可）

（回答者数565人：回答件数1557件）

	1 テレビなどのマスメディアの報道には、信用できないと思うことがある	2 マスメディアやインターネットの中には、報道されない真実があるのではないかと思うことがある	3 インターネットに書き込まれているものには、冗談半分では許されないものがある	4 ネットに書き込むことには、もっと個人を守るための規制が必要だと思う	5 ネットで叩かれる側にも、叩かれるだけの理由があるからしかたがないと思う	6 思ったことはない
全 体	369	399	362	379	40	13
男 性	158	177	162	162	22	6
女 性	194	203	187	203	16	7

【全体】



【考察】

選択肢 1、2 の「テレビなどのマスメディア」と、選択肢 2、3 のインターネットの「信用できないと思うことがある」「ネットに書き込まれているものは冗談半分では許されないものがある」が 64%～70% と高く、マスコミ・メディアを発する機関そのものの情報発信の仕方に問題があると考えておられ、スマートフォンだけでなく、普段テレビなどから流れてくるものにも、言葉や画像が正しいとは言えない社会となっていると感じている方が多いことが分かる。その一方で、選択肢 5 の「叩かれるだけの理由があるから仕方がない」が 7.1% とあり、差別や誹謗中傷を受けた当事者の問題で済まそうとする意識があることも分かる。特に、スマートフォンを使う可能性が高い 20 歳代、30 歳代に多くおられた。インターネットやメディアの情報に対して様々な情報を正しく判断できるような学習や研修を、年代に関係なく進めていく必要がある。

質問 37 質問 36 で、「1 今も差別が根強く残っている」か「2 改善されてきているが、まだ残っている」に○をされた方にお聞きします。どのような面に部落差別の実態や意識があると思いますか。あてはまるものすべてに○をしてください。（複数選択可）

（回答者数350人：回答件数767件）

	1 住宅などの生活環境で	2 教育・学歴で	3 医療・福祉で	4 就職するときに	5 職場のつきあいや仕事で	6 結婚するときに
全 体	80	48	10	53	43	224
男 性	42	27	6	31	16	104
女 性	35	20	4	20	25	117
	7 近所づきあいで	8 インターネット上で（地域や名前の公表・書き込み）	9 身元調査	10 転居や引っ越しで（居住を避けるなど）	11 その他	
全 体	82	72	93	40	27	
男 性	37	36	49	18	10	
女 性	43	33	43	22	16	

〔その他〕 ○このようなアンケートがある時点で、残っているのだと思う（40代：女性）

○反社会的行動をした人物が、「やっぱりあそこの出身だから」と考えられてしまう
（60代：男性）

○改善されたと思うが、多分根強く残っていると思う（70代：女性）

○年配の人がまだ差別を特にしている（40代：未選択）

○実態は分からない（40代：男性）

○よくわからないが残っていそう（30代：男性） ○うわさ話で何となく（70代：女性）

○うわさ、陰口を耳にしたことがある（60代：女性） ○社会からの待遇（50代：男性）

○当人の方からお聞きしたことがある（40代：女性）

○アンケートになること（40代：女性）

○このようなアンケートを今もしていること（70代：男性）

○逆差別ではないが、今まで差別されていた側から、いつまでも根強く武器にしているように思う（60代：女性）

○解放同盟の方がいるということはそういうことかと（60代：女性）

○若い人でも名字など言う。部落の人は遠いところへ引っ越ししか道がないのでは？
（40代：女性）

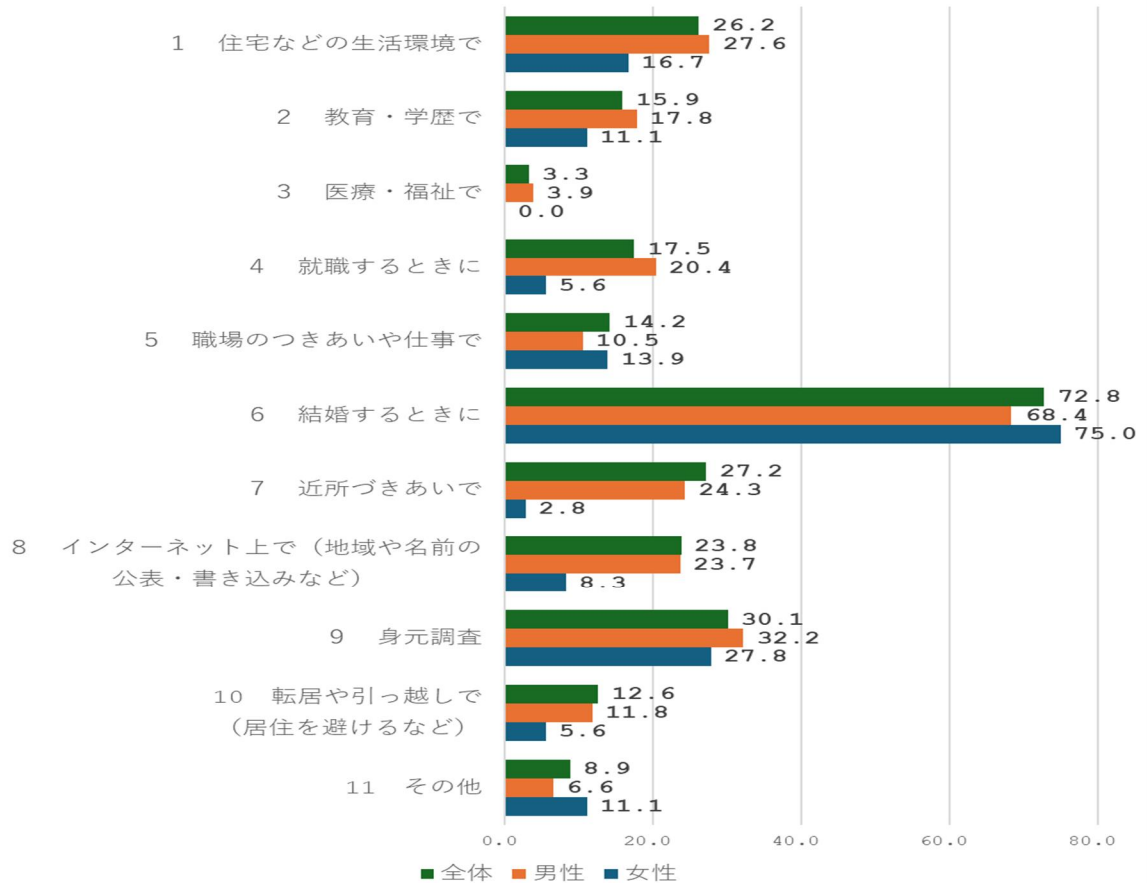
○学校教育でわざわざ掘り返すこと。若者世代で部落を気にしている人はいないのに
（30代：男性）

○部落という言葉が頭に残っている（70代：女性）

○各地で差別事象が報告されている（70代：男性）

○被差別部落のことは知らなかったのに、研修会や授業で知ってしまう
（60代：女性）

【全体】

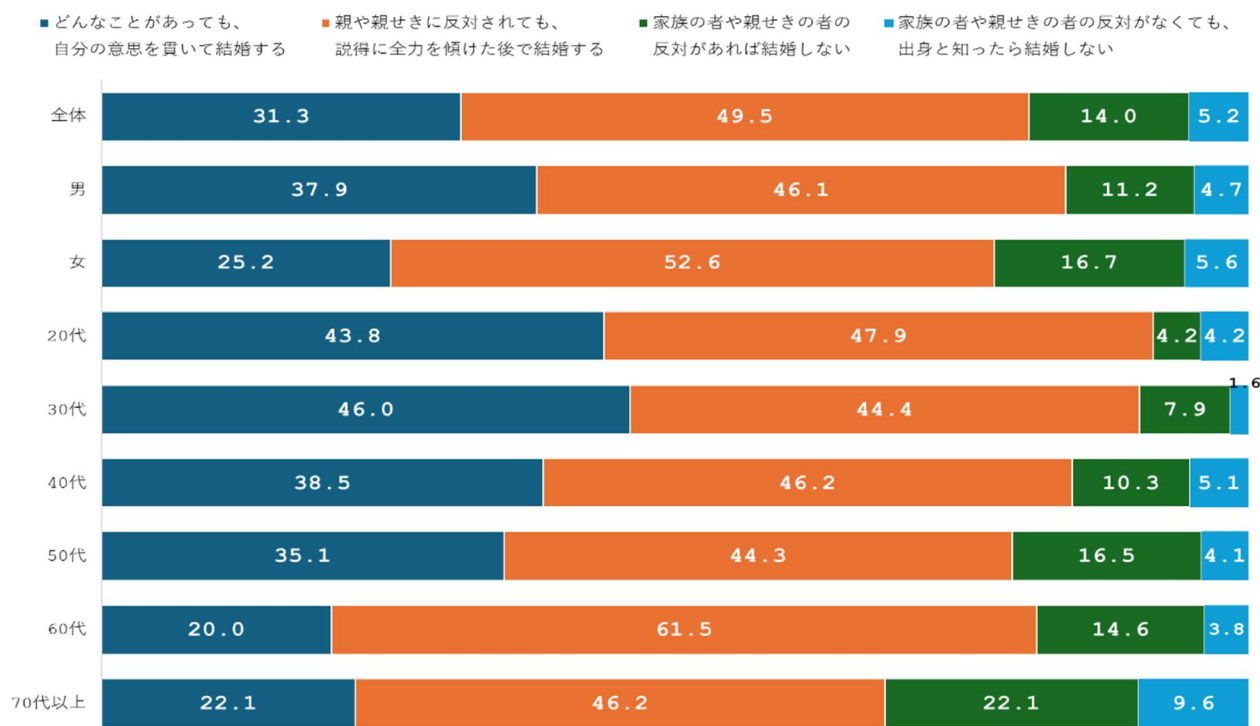


【考察】

前回同様、選択肢の1「住宅環境」、6の「結婚するとき」、7の「近所つきあいや仕事で」、9の「身元調査」の回答率が上位を占めている。中でも「結婚するとき」は、前回より2.2ポイント低くはなっているが、今回も他の選択肢よりもはるかに高く72.8%を占め、部落差別という結婚する時に差別が表面化してくると考えている人が多いことが分かる。県の調査では結婚のときと回答した人が33.5%であったのに対し、本市ではその倍以上のポイントとなっており、部落差別＝結婚差別という意識の方が高いと考えられる。それでも年代別でみると、年齢の若い世代では50歳代以上に比べ比率が低くなっていることから、若い世代では結婚差別に対する意識が薄くなってきているのではないかと考えられる。選択肢8の「インターネット上で」が前回より14.8ポイントも高くなっており、今の部落差別がネット上で行われる晒し差別というものになってきていると考えている方も多くなっていると考えられる。

質問 38 あなたの結婚相手が被差別地区(同和地区)出身と分かった時、あなたはどうされますか。あなたのお考えにもっとも近いもの一つに○をしてください。(既婚の方は、未婚だと仮定して、今のお気持ちでお答えください。)(回答者数521人)

【全体】



【考察】

全体で 80.8%の方が「結婚を選ぶ」と回答しており、前回より 1.4 ポイント増えている。年代別で見ると、20 歳代で 91.7%、30 歳代 90.4%と高く、若い世代ほど、差別よりも自分の意思を尊重する傾向が強くなっていることが分かる。しかし、年代が高くなるにつれて「結婚しない」と回答する人が増え、70 歳代以上においては 30%を超えており、差別意識が依然強く持っているものと考えられる。本市では無回答の方が 42 人(7.4%)であったが、県の調査では、「分からない」と「無回答」を合わせると 40%を超えており、他市町村の方の中には回答に悩まれている方が多いことが分かる。このことから、部落差別について“正しく知る”ことが、部落差別に対してきちんと自分の考えを持つことにも通ずると推測することができる。

東御市人権施策の基本方針・基本計画

平成 16 年 12 月	東御市人権尊重のまちづくり条例制定
平成 17 年 3 月	第 1 次総合計画策定
平成 18 年 2 月	人権施策の基本方針・基本計画の策定
平成 23 年 2 月	人権施策の基本方針・基本計画の第 1 回改定
平成 26 年 3 月	第 2 次総合計画策定
平成 28 年 3 月	人権施策の基本方針・基本計画の第 2 回改定
令和 3 年 2 月	人権施策の基本方針・基本計画の第 3 回改定
令和 7 年 3 月	第 3 次総合計画策定
令和 8 年 3 月	人権施策の基本方針・基本計画の第 4 回改定

東御市市民生活部人権同和政策課

〒389-0592

長野県東御市県 288-3

電話 0268-64-5902 FAX 0268-64-5011

E メール jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp